

日本株式インデックス・オープン (SMA専用)

追加型投信／国内／株式／インデックス型

投資信託説明書
(請求目論見書)

2025年3月26日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

※本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

日本株式インデックス・オープン（SMA専用）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月25日に関東財務局長に提出しており、2025年3月26日にその届出の効力が生じております。

発行者名	:	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	:	代表取締役社長 菱田 賀夫
本店の所在の場所	:	東京都港区芝公園一丁目1番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	:	該当事項はありません。

目次

第一部 【証券情報】	1
(1) 【ファンドの名称】	1
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3) 【発行（売出）価額の総額】	1
(4) 【発行（売出）価格】	1
(5) 【申込手数料】	1
(6) 【申込単位】	1
(7) 【申込期間】	1
(8) 【申込取扱場所】	2
(9) 【払込期日】	2
(10) 【払込取扱場所】	2
(11) 【振替機関に関する事項】	2
(12) 【その他】	2
第二部 【ファンド情報】	4
第1 【ファンドの状況】	4
1 【ファンドの性格】	4
2 【投資方針】	13
3 【投資リスク】	19
4 【手数料等及び税金】	22
5 【運用状況】	25
第2 【管理及び運営】	32
1 【申込（販売）手続等】	32
2 【換金（解約）手続等】	33
3 【資産管理等の概要】	35
4 【受益者の権利等】	38
第3 【ファンドの経理状況】	39
1 【財務諸表】	42
2 【ファンドの現況】	120
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	121
第三部 【委託会社等の情報】	122
第1 【委託会社等の概況】	122
1 【委託会社等の概況】	122
2 【事業の内容及び営業の概況】	123
3 【委託会社等の経理状況】	124
4 【利害関係人との取引制限】	159
5 【その他】	159
約款	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

日本株式インデックス・オープン（SMA専用）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
- ②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位とします。

(7) 【申込期間】

2025年3月26日から2025年9月25日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ : <https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル : 0120-668001

(受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時までとします。)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

<振替受益権について>

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

<受益権の取得申込みの方法>

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、原則として、営業日の午後 3 時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込みコース>

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<受益権の取得申込みの受付の中止等>

収益分配金を再投資する場合を除き、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、わが国の株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）に連動する投資成果を目指します。

<信託金限度額>

上限 3,000 億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合	ETF	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリーフ ァンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般						
大型株	年2回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株						
債券	年4回	北米	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	その他 ()	ロング・ショ ート型/絶対 収益追求型
一般	年6回	欧州				
公債	(隔月)					
社債		アジア				
その他債券	年12回					その他 ()
クレジット属 性	(毎月)	オセアニア				
()	日々	中南米				
不動産投信	その他 ()	アフリカ				
その他資産		中近東 (中東)				
(投資信託証券 (株式一 般))		エマージン グ				
資産複合 ()						
資産配分 固定型						
資産配分 変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

(1) 株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

◆ESG 分類：当ファンドは ESG 投信ではありません。

<ファンドの特色>

1. わが国の株式を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。



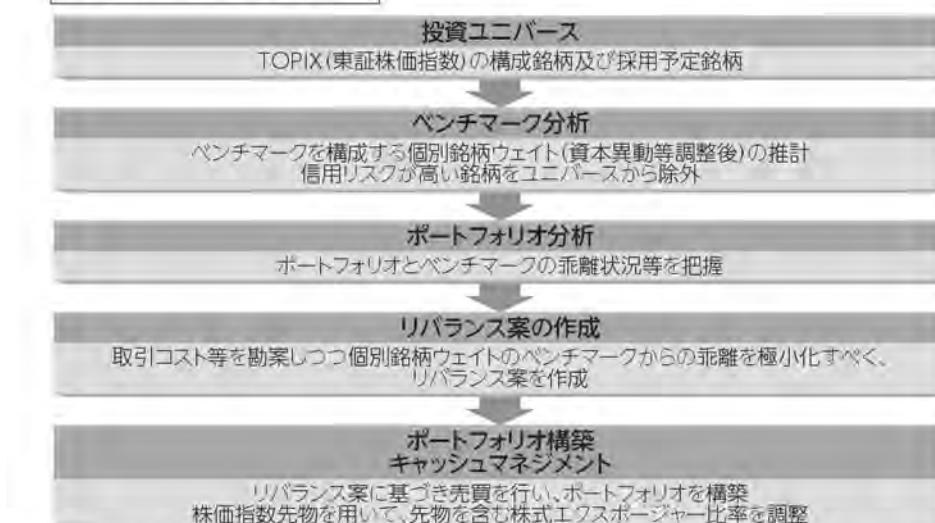
? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

〈マザーファンドの概要〉

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
国内株式インデックス マザーファンド	わが国の取引所に上場している株式	この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、TOPIX(東証株価指数)(配当込み)と連動する投資成果を目指として運用を行います。

マザーファンドの投資プロセス



*上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

2. TOPIX(東証株価指数)(配当込み)に連動する投資成果を目指します。



TOPIX(東証株価指数)とは

インデックスの概要 (2025年1月末現在)		TOPIXの構成銘柄時価総額上位10銘柄	
構成国	1カ国(日本)	順位	銘柄名
構成銘柄数	1,696銘柄	1	トヨタ自動車
時価総額	約532兆円	2	三菱UFJフィナンシャル・グループ
※上記時価総額は浮動株ベース		3	ソニー・グループ
		4	日立製作所
		5	リクルートホールディングス
		6	三井住友フィナンシャルグループ
		7	キーエンス
		8	任天堂
		9	みずほフィナンシャルグループ
		10	東京エレクトロン
※上記時価総額は浮動株ベース			

(出所) 株式会社東京証券取引所のデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

※「TOPIX(東証株価指数)」とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指標で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した指標です。TOPIX(東証株価指数)(配当込み)(以下、「配当込みTOPIX」という。)の指標値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、配当込みTOPIXの指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

- ① TOPIX(東証株価指数)(配当込み)(以下、「配当込みTOPIX」という。)の指標値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有する。
- ② JPXは、配当込みTOPIXの指標値の算出若しくは公表の方法の変更、配当込みTOPIXの指標値の算出若しくは公表の停止又は配当込みTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ JPXは、配当込みTOPIXの指標値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の配当込みTOPIXの指標値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ JPXは、配当込みTOPIXの指標値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、JPXは、配当込みTOPIXの指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤ 本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズを配当込みTOPIXの指標値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧ 以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

分配方針

- 原則として、毎年6月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
 - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。
 - 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

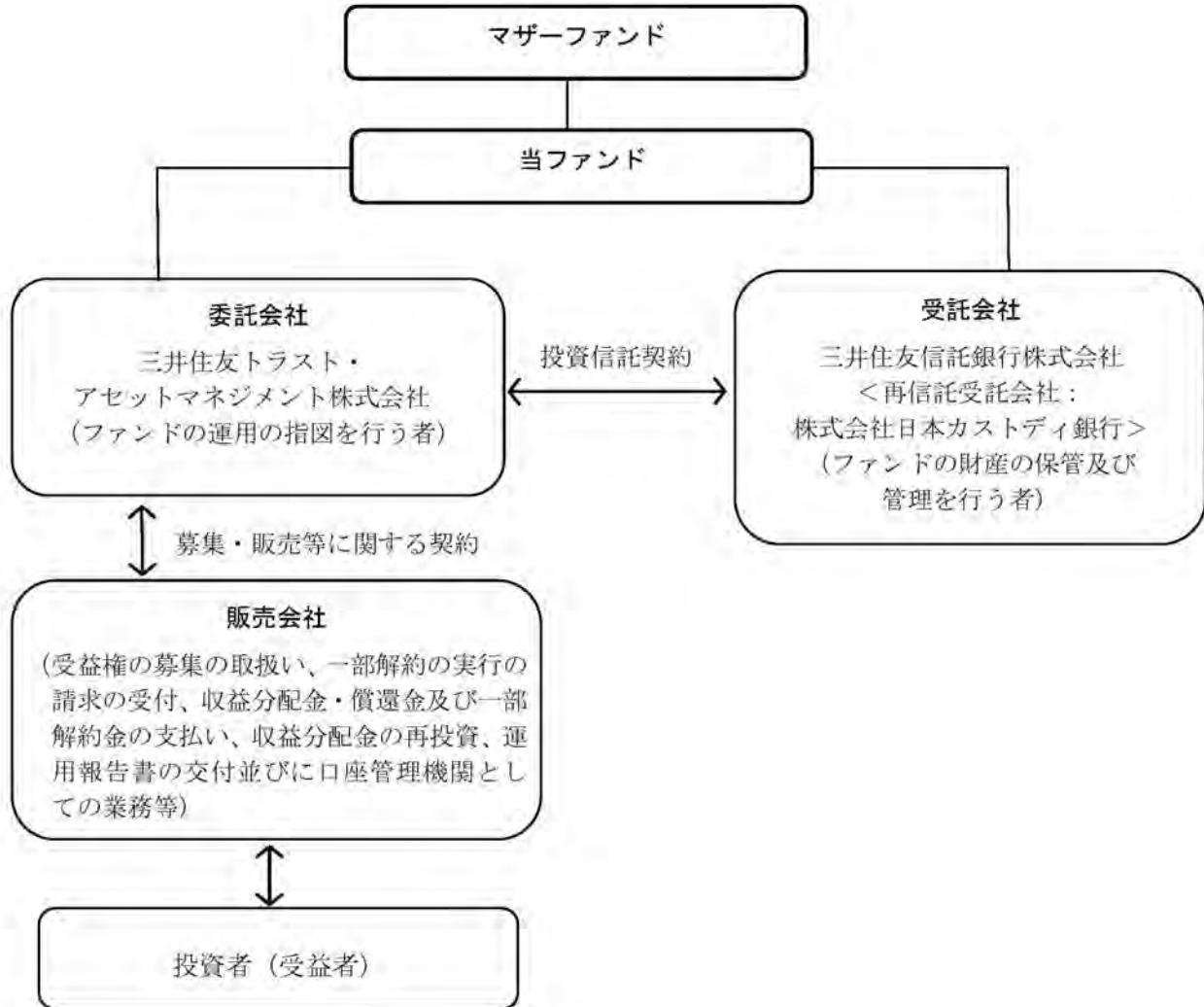
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2007年2月16日	本ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始
2012年4月1日	本ファンドの名称を「STAM 日本株式インデックス・オープン（SMA専用）」から 「日本株式インデックス・オープン（SMA専用）」に変更
	本ファンドの主要投資対象である「住信 国内株式インデックス マザーファン ド」の名称を「国内株式インデックス マザーファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人



②委託会社の概況（2025年1月31日現在）

イ. 資本金の額：20億円

ロ. 委託会社の沿革

1986年11月1日：	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
1987年2月20日：	投資顧問業の登録
1987年9月9日：	投資一任契約に係る業務の認可
1990年10月1日：	住信投資顧問株式会社に商号変更
1999年2月15日：	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
1999年3月25日：	証券投資信託委託業の認可
2007年9月30日：	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
2012年4月1日：	中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2018年10月1日：	三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

ハ. 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

(イ) 基本方針

本ファンドは、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

(ロ) 運用方法

①投資対象

国内株式インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

②投資態度

1) 主として、マザーファンド受益証券に投資し、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2) 株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

3) 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することができます。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

4) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券（振替投資信託受益権を含む）を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

5) ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

6) 国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。

(2) 【投資対象】

(イ) 本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(ロ) 委託会社は、信託金を主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- (ハ) 委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- (二) 前記(ロ)の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託

会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記（ハ）第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)マザーファンドの概要

「国内株式インデックス マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式を中心に投資を行い、TOPIX(東証株価指数)(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場している株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①原則としてわが国の金融商品取引所等に上場している株式に分散投資を行い、TOPIX(東証株価指数)(配当込み)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

②株式への組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

③投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

④ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

⑤投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。

3. 運用制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は、行いません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

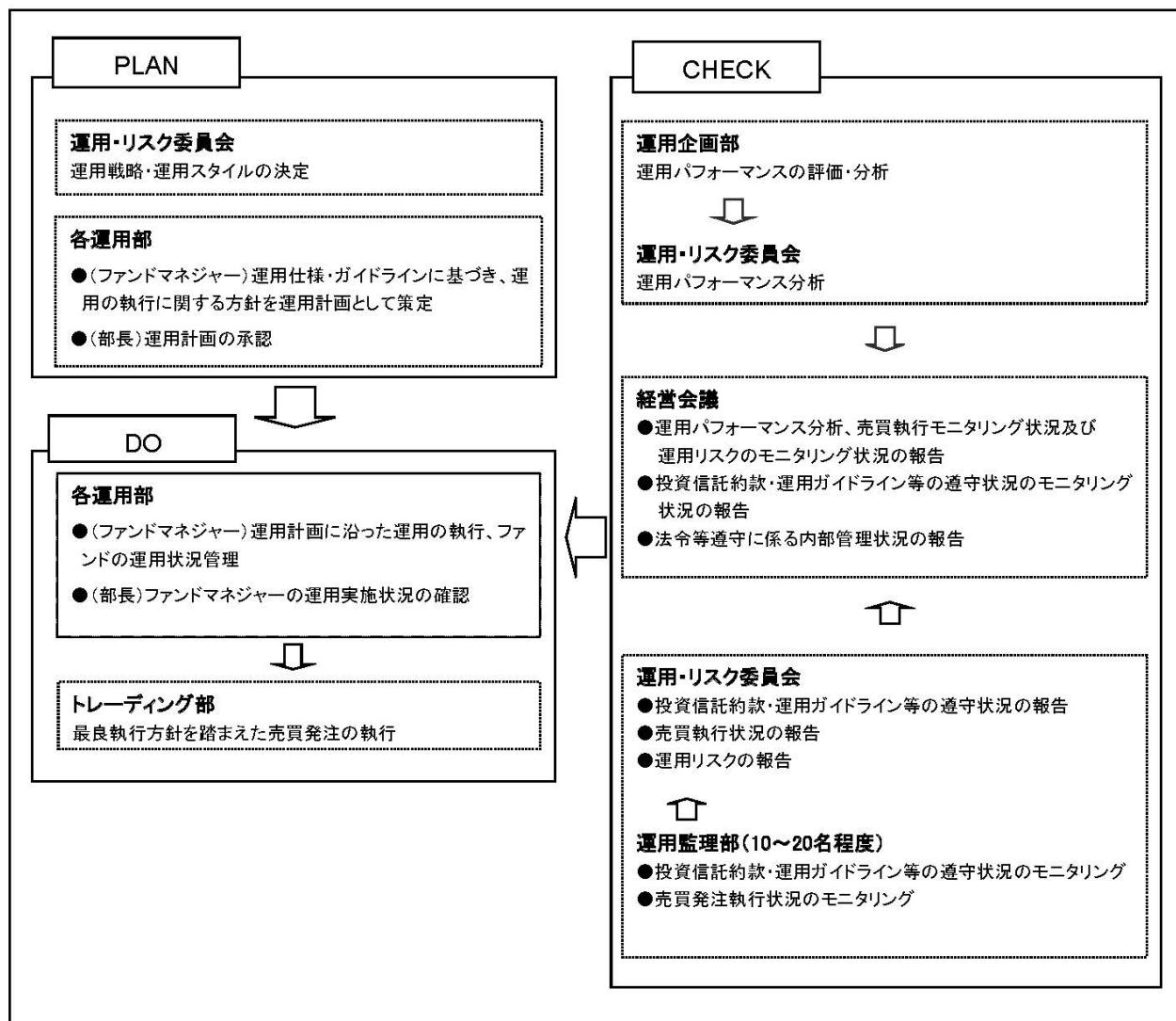
⑧前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を

超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことの目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行つ

ています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として、以下の方針にもとづき収益分配を行います。

- ・分配対象額の範囲については、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・分配については、委託会社が、基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。
- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

＜約款に定める投資制限＞

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ②外貨建資産への投資は、行いません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑤同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑦投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑧委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。（投資信託約款第19条）
- ⑨委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。（投資信託約款第22条）
 1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- ⑩委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託会社が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（投資信託約款第23条）
- ⑪委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。（投資信託約款第24条）
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ⑫委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借り入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第31条）
- ⑬前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートージャー、債券等エクスポートージャーおよびデリバティブ等エクスポートージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑭デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

※前記①および③から⑦における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、本ファンドの投資信託財産に属する前記①および③から⑦に掲げる当該各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<関連法令に基づく投資制限>

イ. 同一の法人の発行する株式への投資制限

(投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

③ 有価証券の貸付等に係るリスク

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産などにより決済が不履行となるリスクがあります。貸付契約が不履行となった場合、担保金による有価証券の買戻しの際、時価変動の影響から損失を被り、基準価額の下落要因となる可能性があります。

④ 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあります。その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

① ファンドは、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。

② 同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

③ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払

われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

⑤ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- ・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

[参考情報]

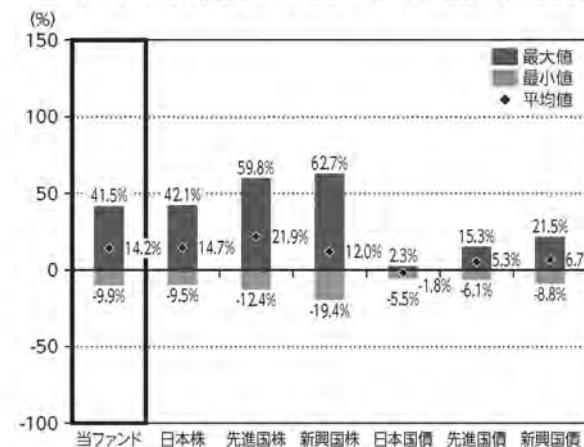
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*2020年2月～2025年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX(東証株価指数) (配当込み) (円ベース)	TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指標で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指標の倍数値及び同指標に係る権利又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指標の算出、指標の公表、利用など同指標に関するすべての権利ノウハウ及び同指標に係る権利又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指標の指標値の算出又は公表の結果、遅延又は中断に対し、責任を負いません。また、商標は、JPXにより提供、保護又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる権利に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコロナライティングデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコロナライティングデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指標の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指標を用いて行われる当社の事業活動・サービスに關して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨・販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの譲渡、脱落又は遮断につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)	本指標は、信頼性が高いとみなす債券に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・譲布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指標を使用しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

ご解約時に、信託財産留保額（※）の控除はありません。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、以下のイ. 及びロ. を合計した額とします。

イ. 当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.407%（税抜 0.37%）（※）を乗じて得た額（信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率）

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.132% (税抜 0.12%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.198% (税抜 0.18%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.077% (税抜 0.07%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

ロ. 有価証券の貸付の指図を行った場合は、ファンドの品貸料及びマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額に50%未満の率（※）を乗じて得た額

※2025年3月25日現在、合計で49.5%（税抜45%）以内とし、その配分は委託会社29.7%（税抜27%）、受託会社19.8%（税抜18%）です。（品貸料はファンドの収益として計上され、その一部を委託会社と受託会社が信託報酬として受け取るものです。）

②信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要す

る費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンダの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（原則として配当控除の適用が可能です。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率（内 訳）
2037年12月31日まで	20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）
2038年1月1日以降	20%（所得税 15%、住民税 5%）

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

ロ. 一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ. の表の通りです。

ハ. 損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得との損益通算が可能です。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率（所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

③個別元本について

- イ. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。
- ロ. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ハ. ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- ニ. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年1月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(1+2)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.42%	0.41%	0.01%

※対象期間は2023年6月27日～2024年6月25日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は、2025年1月31日現在の状況について記載しております。

【日本株式インデックス・オープン（SMA専用）】

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	919,013,827	99.95
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	458,617	0.05
合計（純資産総額）		919,472,444	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス マザーファンド	313,421,263	2.8897	905,693,424	2.9322	919,013,827	99.95

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

		純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9期計算期間末	(2015年6月25日)	462,803,071	462,803,071	10,698	10,698
第10期計算期間末	(2016年6月27日)	399,546,072	399,546,072	7,968	7,968

第 11 期計算期間末	(2017 年 6 月 26 日)	473,027,168	473,027,168	10,666	10,666
第 12 期計算期間末	(2018 年 6 月 25 日)	600,485,748	600,485,748	11,635	11,635
第 13 期計算期間末	(2019 年 6 月 25 日)	1,610,423,900	1,610,423,900	10,595	10,595
第 14 期計算期間末	(2020 年 6 月 25 日)	1,570,256,552	1,570,256,552	10,957	10,957
第 15 期計算期間末	(2021 年 6 月 25 日)	2,908,068,863	2,908,068,863	14,010	14,010
第 16 期計算期間末	(2022 年 6 月 27 日)	3,222,783,216	3,222,783,216	13,733	13,733
第 17 期計算期間末	(2023 年 6 月 26 日)	2,398,463,640	2,398,463,640	16,830	16,830
第 18 期計算期間末	(2024 年 6 月 25 日)	1,151,703,440	1,151,703,440	21,146	21,146
	2024 年 1 月末日	2,075,448,316	—	19,183	—
	2 月末日	2,137,456,453	—	20,120	—
	3 月末日	2,081,376,202	—	21,004	—
	4 月末日	2,018,407,081	—	20,810	—
	5 月末日	1,942,412,231	—	21,039	—
	6 月末日	1,160,061,429	—	21,337	—
	7 月末日	1,153,358,575	—	21,214	—
	8 月末日	1,083,495,036	—	20,591	—
	9 月末日	1,079,515,035	—	20,269	—
	10 月末日	1,042,291,024	—	20,643	—
	11 月末日	942,746,953	—	20,531	—
	12 月末日	918,487,831	—	21,349	—
	2025 年 1 月末日	919,472,444	—	21,372	—

②【分配の推移】

	期 間	1 万口当たりの分配金 (円)
第 9 期計算期間	2014 年 6 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	0
第 10 期計算期間	2015 年 6 月 26 日～2016 年 6 月 27 日	0
第 11 期計算期間	2016 年 6 月 28 日～2017 年 6 月 26 日	0
第 12 期計算期間	2017 年 6 月 27 日～2018 年 6 月 25 日	0
第 13 期計算期間	2018 年 6 月 26 日～2019 年 6 月 25 日	0
第 14 期計算期間	2019 年 6 月 26 日～2020 年 6 月 25 日	0
第 15 期計算期間	2020 年 6 月 26 日～2021 年 6 月 25 日	0
第 16 期計算期間	2021 年 6 月 26 日～2022 年 6 月 27 日	0
第 17 期計算期間	2022 年 6 月 28 日～2023 年 6 月 26 日	0
第 18 期計算期間	2023 年 6 月 27 日～2024 年 6 月 25 日	0

③【収益率の推移】

	期 間	収益率 (%)
第 9 期計算期間	2014 年 6 月 26 日～2015 年 6 月 25 日	34.2

第10期計算期間	2015年6月26日～2016年6月27日	△25.5
第11期計算期間	2016年6月28日～2017年6月26日	33.9
第12期計算期間	2017年6月27日～2018年6月25日	9.1
第13期計算期間	2018年6月26日～2019年6月25日	△8.9
第14期計算期間	2019年6月26日～2020年6月25日	3.4
第15期計算期間	2020年6月26日～2021年6月25日	27.9
第16期計算期間	2021年6月26日～2022年6月27日	△2.0
第17期計算期間	2022年6月28日～2023年6月26日	22.6
第18期計算期間	2023年6月27日～2024年6月25日	25.6
第19期中間計算期間	2024年6月26日～2024年12月25日	△1.0

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第9期計算期間	2014年6月26日～2015年6月25日	267,031,202	363,702,679	432,592,146
第10期計算期間	2015年6月26日～2016年6月27日	168,629,406	99,774,600	501,446,952
第11期計算期間	2016年6月28日～2017年6月26日	105,855,663	163,810,500	443,492,115
第12期計算期間	2017年6月27日～2018年6月25日	205,570,147	132,941,629	516,120,633
第13期計算期間	2018年6月26日～2019年6月25日	1,166,396,443	162,578,396	1,519,938,680
第14期計算期間	2019年6月26日～2020年6月25日	390,544,895	477,351,199	1,433,132,376
第15期計算期間	2020年6月26日～2021年6月25日	1,441,950,295	799,305,694	2,075,776,977
第16期計算期間	2021年6月26日～2022年6月27日	720,012,856	449,034,868	2,346,754,965
第17期計算期間	2022年6月28日～2023年6月26日	76,161,163	997,779,466	1,425,136,662
第18期計算期間	2023年6月27日～2024年6月25日	61,484,648	941,966,902	544,654,408
第19期中間計算期間	2024年6月26日～2024年12月25日	9,343,552	123,458,183	430,539,777

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

国内株式インデックス マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	729,804,799,860	99.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4,768,357,173	0.65
合計(純資産総額)		734,573,157,033	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	4,186,500,000	0.57

(注 1) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	9,746,400	3,315.20	32,311,271,721	2,973.50	28,980,920,400	3.95
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	11,583,400	1,635.78	18,947,907,132	1,978.50	22,917,756,900	3.12
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,324,600	2,530.88	16,006,803,648	3,440.00	21,756,624,000	2.96
日本	株式	日立製作所	電気機器	4,768,400	3,259.75	15,543,799,902	3,946.00	18,816,106,400	2.56
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,470,500	8,011.06	11,780,265,238	10,930.00	16,072,565,000	2.19
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,767,000	3,347.75	12,610,993,146	3,868.00	14,570,756,000	1.98
日本	株式	キーエンス	電気機器	183,400	69,459.98	12,738,961,637	67,250.00	12,333,650,000	1.68
日本	株式	任天堂	その他製品	1,157,500	8,286.02	9,591,072,622	10,230.00	11,841,225,000	1.61
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,437,300	3,150.60	7,678,977,232	4,307.00	10,497,451,100	1.43
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	388,000	34,399.57	13,347,036,519	26,205.00	10,167,540,000	1.38
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,304,000	7,273.91	9,485,189,622	7,183.00	9,366,632,000	1.28
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,763,000	5,358.56	9,447,147,894	5,160.00	9,097,080,000	1.24
日本	株式	三菱商事	卸売業	3,585,200	3,304.91	11,848,764,257	2,489.50	8,925,355,400	1.22
日本	株式	三井物産	卸売業	2,850,100	3,946.45	11,247,802,776	3,086.00	8,795,408,600	1.20
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	907,100	8,923.60	8,094,598,480	9,411.00	8,536,718,100	1.16
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	54,696,600	151.96	8,311,726,823	152.70	8,352,170,820	1.14
日本	株式	信越化学工業	化学	1,633,100	5,875.05	9,594,544,155	4,877.00	7,964,628,700	1.08
日本	株式	HOYA	精密機器	358,200	18,705.68	6,700,377,226	20,975.00	7,513,245,000	1.02
日本	株式	三菱重工業	機械	3,238,300	1,375.60	4,454,631,940	2,296.00	7,435,136,800	1.01
日本	株式	第一三共	医薬品	1,735,400	5,388.05	9,350,432,908	4,277.00	7,422,305,800	1.01
日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,352,500	4,320.09	5,842,929,979	5,186.00	7,014,065,000	0.95
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,636,200	4,110.34	6,725,339,454	4,209.00	6,886,765,800	0.94
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,344,100	1,706.08	7,411,403,305	1,478.50	6,422,751,850	0.87
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	29,435,000	187.87	5,530,109,684	200.20	5,892,887,000	0.80
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	109,100	40,919.34	4,464,300,892	51,030.00	5,567,373,000	0.76

日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	2,142,900	2,050.64	4,394,330,880	2,469.50	5,291,891,550	0.72
日本	株式	富士通	電気機器	1,704,000	2,291.12	3,904,074,248	3,018.00	5,142,672,000	0.70
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	577,800	6,036.23	3,487,735,299	8,659.00	5,003,170,200	0.68
日本	株式	三菱電機	電気機器	1,883,500	2,665.94	5,021,307,459	2,571.50	4,843,420,250	0.66
日本	株式	キヤノン	電気機器	914,500	4,507.45	4,122,072,060	5,018.00	4,588,961,000	0.62

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.23
		建設業	2.12
		食料品	2.93
		繊維製品	0.42
		パルプ・紙	0.14
		化学	4.92
		医薬品	4.23
		石油・石炭製品	0.53
		ゴム製品	0.59
		ガラス・土石製品	0.63
		鉄鋼	0.83
		非鉄金属	0.83
		金属製品	0.50
		機械	5.58
		電気機器	17.69
		輸送用機器	7.53
		精密機器	2.42
		その他製品	2.84
		電気・ガス業	1.19
		陸運業	2.26
		海運業	0.64
		空運業	0.34
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	7.51
		卸売業	6.45
		小売業	4.55
		銀行業	9.03
		証券、商品先物取引業	0.95
		保険業	3.13

	その他金融業	1.15
	不動産業	1.84
	サービス業	5.15
	小計	99.35
合計		99.35

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	150	円	4,091,132,500	4,186,500,000	0.57

(注 1) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

《参考情報》

交付目論見書に記載するファンドの運用実績



運用実績

当初設定日：2007年2月16日

作成基準日：2025年1月31日

基準価額・純資産の推移



*上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

基 準 価 額 21,372円

純 資 産 総 額 9.19億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2020年 6月	0円
2021年 6月	0円
2022年 6月	0円
2023年 6月	0円
2024年 6月	0円
設定来 分配金合計額	0円

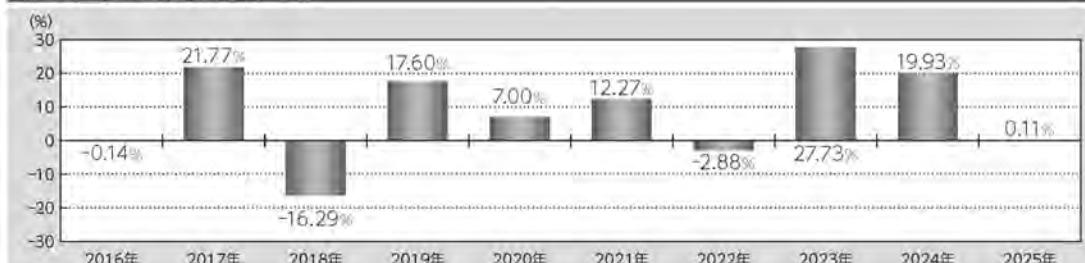
*運用状況によっては、分配金額が変わるもの、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国／地域	種類	業種	実質投資比率
トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	3.9%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	3.1%
ソニーグループ	日本	株式	電気機器	3.0%
日立製作所	日本	株式	電気機器	2.6%
リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	2.2%
三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	2.0%
キーエンス	日本	株式	電気機器	1.7%
任天堂	日本	株式	その他製品	1.6%
みずほフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	1.4%
東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	1.4%

*実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間收益率の推移(暦年ベース)



*2025年は年初から作成基準日までの收益率です。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

<申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社と投資一任契約を締結されている投資者等に限るものとし、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

<申込コース>

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」(※) の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

<申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込単位>

1円以上1円単位とします。

<申込価額>

取得申込受付日の基準価額とします。

(注) 分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

ありません。

<申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<受付不可日>

ありません。

<申込受付の中止等>

収益分配金を再投資する場合を除き、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

<その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の

増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

2 【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<一部解約単位>

1口単位とします。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

<受付不可日>

ありません。

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の請求の受付を取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

<主要な投資対象資産の評価方法>

①マザーファンド受益証券の評価方法

原則として、本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象であるわが国の取引所に上場されている株式の評価方法

原則として、本ファンドの基準価額計算日の当該取引所における最終相場で評価します。

<基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ(<https://www.smtam.jp/>)でご覧いただけます。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。（2007年2月16日設定）

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年6月26日から翌年6月25日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

<投資信託契約の終了（償還）と手続き>

(1) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

- ①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。
 - ・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
 - ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
 - ・やむを得ない事情が発生した場合
- ②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。
- ③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。
- ④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）における公告等の手続き

- 委託会社は上記①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。
- ①委託会社は、ファンドの繰上償還について、あらかじめ、ファンドを繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ファンドの繰上償還を行いません。
 - ④委託会社は、このファンドの繰上償還を行わないこととしたときは、ファンドの繰上償還を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑤ファンドの繰上償還において、上記②から④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

<投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き>

(1) 投資信託約款の変更

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2) 重大な投資信託約款の変更における公告等の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの重大な約款変更について、あらかじめ、変更をしようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、当該約款変更を行いません。
- ④委託会社は、当該約款変更を行わないこととしたときは、約款変更を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き>に従い、新受託会社を選任します。
- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

<反対者の買取請求権>

ファンドの償還又は重大な約款変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

<運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

<関係法人との契約の更改手続き>

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約
- 当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託ができるものとします。

<投資信託財産の登記等及び記載等の留保等>

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することができます。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

- ①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2023年6月27日から2024年6月25日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年9月4日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島紀子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株式インデックス・オープン（SMA専用）の2023年6月27日から2024年6月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株式インデックス・オープン（SMA専用）の2024年6月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を

開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【日本株式インデックス・オープン（SMA専用）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 17 期 (2023 年 6 月 26 日現在)	第 18 期 (2024 年 6 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6, 390, 943	4, 718, 460
親投資信託受益証券	2, 397, 262, 024	1, 151, 137, 327
未収入金	22, 831, 263	53, 792
未収利息	-	8
流動資産合計	<u>2, 426, 484, 230</u>	<u>1, 155, 909, 587</u>
資産合計	<u>2, 426, 484, 230</u>	<u>1, 155, 909, 587</u>
負債の部		
流動負債		
未払解約金	22, 749, 243	-
未払受託者報酬	968, 463	774, 089
未払委託者報酬	4, 150, 506	3, 317, 489
未払利息	15	-
その他未払費用	152, 363	114, 569
流動負債合計	<u>28, 020, 590</u>	<u>4, 206, 147</u>
負債合計	<u>28, 020, 590</u>	<u>4, 206, 147</u>
純資産の部		
元本等		
元本	1, 425, 136, 662	544, 654, 408
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	973, 326, 978	607, 049, 032
（分配準備積立金）	675, 865, 190	473, 160, 948
元本等合計	<u>2, 398, 463, 640</u>	<u>1, 151, 703, 440</u>
純資産合計	<u>2, 398, 463, 640</u>	<u>1, 151, 703, 440</u>
負債純資産合計	<u>2, 426, 484, 230</u>	<u>1, 155, 909, 587</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第 17 期 自 2022 年 6 月 28 日 至 2023 年 6 月 26 日	第 18 期 自 2023 年 6 月 27 日 至 2024 年 6 月 25 日
営業収益		
受取利息	8	791
有価証券売買等損益	544, 757, 768	466, 839, 022
営業収益合計	544, 757, 776	466, 839, 813
営業費用		
支払利息	2, 438	661
受託者報酬	2, 134, 829	1, 605, 600
委託者報酬	9, 149, 170	6, 881, 009
その他費用	152, 363	114, 569
営業費用合計	11, 438, 800	8, 601, 839
営業利益又は営業損失（△）	533, 318, 976	458, 237, 974
経常利益又は経常損失（△）	533, 318, 976	458, 237, 974
当期純利益又は当期純損失（△）	533, 318, 976	458, 237, 974
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	94, 765, 448	229, 566, 880
期首剰余金又は期首次損金（△）	876, 028, 251	973, 326, 978
剰余金増加額又は欠損金減少額	31, 928, 058	54, 501, 606
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31, 928, 058	54, 501, 606
剰余金減少額又は欠損金増加額	373, 182, 859	649, 450, 646
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	373, 182, 859	649, 450, 646
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	973, 326, 978	607, 049, 032

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として、毎年6月26日から翌年6月25日までとなつておりますが、前計算期間末日が休業日のため、第18期計算期間は2023年6月27日から2024年6月25日までとなつております。

(貸借対照表に関する注記)

	第17期 (2023年6月26日現在)	第18期 (2024年6月25日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,425,136,662口	544,654,408口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1,6830円 (16,830円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2,1146円 (21,146円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期 自 2022年6月28日 至 2023年6月26日		第18期 自 2023年6月27日 至 2024年6月25日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A	費用控除後の配当等収益額	A
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C	収益調整金額	C
分配準備積立金額	D	分配準備積立金額	D
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D
当ファンドの期末残存口数	F	当ファンドの期末残存口数	F
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000
1万口当たり分配金額	H	1万口当たり分配金額	H
収益分配金金額	I=F×H/10,000	収益分配金金額	I=F×H/10,000

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第18期 自 2023年6月27日 至 2024年6月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第 18 期 (2024 年 6 月 25 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第 17 期 自 2022 年 6 月 28 日 至 2023 年 6 月 26 日	第 18 期 自 2023 年 6 月 27 日 至 2024 年 6 月 25 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,346,754,965 円	1,425,136,662 円
期中追加設定元本額	76,161,163 円	61,484,648 円
期中一部解約元本額	997,779,466 円	941,966,902 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 17 期 (2023 年 6 月 26 日現在)	第 18 期 (2024 年 6 月 25 日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	449,035,868	234,332,560
合計	449,035,868	234,332,560

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス マザーファンド	397,780,617	1,151,137,327	
	合計	397,780,617	1,151,137,327	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

国内株式インデックス マザーファンド

貸借対照表

	2024年 6月 25日現在
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,918,524,488
株式	665,836,356,120
派生商品評価勘定	45,660,400
未収配当金	2,654,916,376
未収利息	14,836
差入委託証拠金	687,060,584
流動資産合計	677,142,532,804
資産合計	677,142,532,804
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,672,500
前受金	44,209,000
未払金	2,228,000
未払解約金	210,364,908
流動負債合計	258,474,408
負債合計	258,474,408
純資産の部	
元本等	

元本	233,903,519,174
剩余金	
剩余金又は欠損金（△）	442,980,539,222
元本等合計	676,884,058,396
純資産合計	676,884,058,396
負債純資産合計	677,142,532,804

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	2024年6月25日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2024年6月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	233,903,519,174口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2,8939円 (28,939円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	2024年6月25日現在
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、株価の変

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>動による価格変動リスクであります。</p> <p>運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。</p>
--------------------------	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>2024年 6月 25日現在</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
---	---

(関連当事者との取引に関する注記)

<p>該当事項はありません。</p>

(重要な後発事象に関する注記)

<p>該当事項はありません。</p>

(その他の注記)

<p>元本の移動</p>

区分	2024年 6月 25日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2023年 6月 27日
期首元本額	251, 438, 322, 235 円
期中追加設定元本額	25, 666, 810, 671 円
期中一部解約元本額	43, 201, 613, 732 円
期末元本額	233, 903, 519, 174 円
期末元本額の内訳	
グローバル・インカム&プラス（毎月決算型）	251, 222, 716 円
SBI資産設計オープン（資産成長型）	3, 264, 505, 446 円
SBI資産設計オープン（分配型）	12, 599, 228 円
SMT TOPIXインデックス・オープン	10, 427, 289, 039 円
世界経済インデックスファンド	6, 185, 009, 204 円
日本株式インデックス・オープン	2, 796, 075, 018 円
DCマイセレクション25	4, 609, 832, 395 円

DCマイセレクション50	15,497,385,338 円
DCマイセレクション75	17,876,737,371 円
DC日本株式インデックス・オープン	5,984,488,986 円
DCマイセレクションS25	2,886,039,605 円
DCマイセレクションS50	9,174,836,830 円
DCマイセレクションS75	8,701,301,701 円
DC日本株式インデックス・オープンS	9,559,564,788 円
DCターゲット・イヤー ファンド2025	56,641,843 円
DCターゲット・イヤー ファンド2035	552,592,365 円
DCターゲット・イヤー ファンド2045	453,230,143 円
DC世界経済インデックスファンド	4,009,466,755 円
日本株式インデックス・オープン(SMA専用)	397,780,617 円
国内バランス60VA1(適格機関投資家専用)	3,269,905 円
マイセレクション50VA1(適格機関投資家専用)	9,300,182 円
マイセレクション75VA1(適格機関投資家専用)	12,612,773 円
日本株式インデックス・オープンVA1(適格機関投資家専用)	88,457,828 円
国内バランス60VA2(適格機関投資家専用)	1,841,719 円
バランス30VA1(適格機関投資家専用)	11,956,624 円
バランス50VA1(適格機関投資家専用)	58,961,720 円
バランス25VA2(適格機関投資家専用)	13,994,838 円
バランス50VA2(適格機関投資家専用)	40,851,120 円
バランスA(25)VA1(適格機関投資家専用)	394,668,423 円
バランスB(37.5)VA1(適格機関投資家専用)	287,247,671 円
バランスC(50)VA1(適格機関投資家専用)	1,952,428,645 円
世界バランスVA1(適格機関投資家専用)	25,917,567 円
世界バランスVA2(適格機関投資家専用)	9,406,067 円
バランスD(35)VA1(適格機関投資家専用)	284,106,466 円
バランスE(25)VA1(適格機関投資家専用)	159,845,482 円
バランスF(25)VA1(適格機関投資家専用)	202,621,868 円
国内バランス25VA1(適格機関投資家専用)	15,798,344 円
F OF s用日本株式インデックス・オープン(適格機関投資家専用)	359,014,439 円
グローバル・バランスファンド・シリーズ1	2,351,453,409 円
日本株式ファンド・シリーズ2	1,895,293,553 円
コア投資戦略ファンド(安定型)	539,366,846 円
コア投資戦略ファンド(成長型)	1,284,647,733 円
分散投資コア戦略ファンドA	1,695,277,593 円
分散投資コア戦略ファンドS	5,988,441,971 円
DC世界経済インデックスファンド(株式シフト型)	667,767,573 円
DC世界経済インデックスファンド(債券シフト型)	415,737,870 円
コア投資戦略ファンド(切替型)	573,424,327 円
世界経済インデックスファンド(株式シフト型)	187,875,936 円
世界経済インデックスファンド(債券シフト型)	9,646,312 円
SMT インデックスバランス・オープン	50,062,346 円
国内株式SMTBセレクション(SMA専用)	15,796,901,083 円
サテライト投資戦略ファンド(株式型)	194,507,065 円
SMT 世界経済インデックス・オープン	53,469,851 円
SMT 世界経済インデックス・オープン(株式シフト型)	247,246,506 円
SMT 世界経済インデックス・オープン(債券シフト型)	40,171,236 円
SMT 8資産インデックスバランス・オープン	12,240,598 円
グローバル経済コア	294,488,974 円
SBI資産設計オープン(つみたてNISA対応型)	33,780,587 円
My SMT TOPIXインデックス(ノーロード)	2,300,306,070 円
DCターゲット・イヤー ファンド2055	30,959,174 円
コア投資戦略ファンド(切替型ワイド)	492,281,238 円
コア投資戦略ファンド(積極成長型)	127,899,661 円
DCターゲット・イヤーファンド(6資産・運用継続型) 2030	62,587,854 円
DCターゲット・イヤーファンド(6資産・運用継続型) 2040	65,571,638 円

DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2050	28,462,445円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型）2060	36,278,437円
10資産分散投資ファンド	113,723,354円
グローバル10資産バランスファンド	37,424,814円
DC世界経済インデックスファンド（株式特化型）	285,222円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2035	31,734円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2040	34,978円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2045	37,585円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2050	37,585円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2055	34,970円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2060	22,495円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型）2065	17,859円
DCマイセレクションS50（2024-2026リスク抑制型）	14,076円
F OF s用 国内株式インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	41,906,641,909円
F OF s用 国内株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	239,433,259円
世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	294,058,709円
F OF s用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	24,268,423円
SMT AM9資産アロケーションファンド（適格機関投資家専用）	101,811,260円
SMT AM日本株式インデックスファンドVL-P（適格機関投資家専用）	48,854,221,134円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	16,117,117円
ファンドラップ運用戦略F（中庸型）（適格機関投資家専用）	210,253,736円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年 6月 25日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	10,938,563,458
合計	10,938,563,458

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「国内株式インデックス マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

株式関連

(2024年 6月 25日現在)

区分	種類	契約額等(円)	時価	評価損益 (円)
			うち1年超	
市場取引	株価指数先物取引 買建	11,153,501,000	—	11,197,710,000 44,209,000
合計		11,153,501,000	—	11,197,710,000 44,209,000

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
極洋	9,800	4,115.00	40,327,000	
ニッスイ	237,700	866.50	205,967,050	
マルハニチロ	35,300	3,228.00	113,948,400	
雪国まいたけ	20,200	1,016.00	20,523,200	
カネコ種苗	6,700	1,430.00	9,581,000	
サカタのタネ	27,100	3,460.00	93,766,000	
ホクト	19,000	1,891.00	35,929,000	
ホクリヨウ	1,300	992.00	1,289,600	
住石ホールディングス	30,200	1,390.00	41,978,000	
日鉄鉱業	9,500	5,110.00	48,545,000	
三井松島ホールディングス	14,100	4,960.00	69,936,000	
I N P E X	798,300	2,388.00	1,906,340,400	
石油資源開発	27,500	6,400.00	176,000,000	
K&Oエナジーグループ	10,800	3,640.00	39,312,000	
ショーボンドホールディングス	32,400	5,832.00	188,956,800	
ミライト・ワン	71,800	2,099.00	150,708,200	
タマホーム	14,900	3,940.00	58,706,000	
サンヨーホームズ	900	735.00	661,500	
日本アクア	3,300	927.00	3,059,100	
ファーストコーポレーション	2,300	770.00	1,771,000	
ベステラ	1,900	1,014.00	1,926,600	
キャンディル	1,400	634.00	887,600	
ダイセキ環境ソリューション	1,600	1,005.00	1,608,000	
第一カッター興業	6,800	1,629.00	11,077,200	
安藤・間	137,700	1,144.00	157,528,800	
東急建設	74,500	764.00	56,918,000	
コムシスホールディングス	75,900	3,112.00	236,200,800	
ビーアールホールディングス	34,800	362.00	12,597,600	
高松コンストラクショングループ	17,700	3,025.00	53,542,500	
東建コー ポレーション	6,000	12,330.00	73,980,000	
ソネック	800	954.00	763,200	
ヤマウラ	12,000	1,369.00	16,428,000	
オリエンタル白石	88,000	365.00	32,120,000	

大成建設	152,300	5,820.00	886,386,000	
大林組	594,600	1,830.50	1,088,415,300	
清水建設	471,500	884.50	417,041,750	
飛島建設	17,100	1,498.00	25,615,800	
長谷工コーポレーション	152,600	1,779.00	271,475,400	
松井建設	15,500	856.00	13,268,000	
錢高組	800	4,300.00	3,440,000	
鹿島建設	368,700	2,731.00	1,006,919,700	
不動テトラ	11,500	2,521.00	28,991,500	
大末建設	2,200	1,705.00	3,751,000	
鉄建建設	11,900	2,645.00	31,475,500	
西松建設	31,700	4,537.00	143,822,900	
三井住友建設	123,800	399.00	49,396,200	
大豊建設	5,700	3,375.00	19,237,500	
佐田建設	3,500	740.00	2,590,000	
ナカノフドー建設	3,900	518.00	2,020,200	
奥村組	27,000	4,980.00	134,460,000	
東鉄工業	20,600	3,190.00	65,714,000	
イチケン	1,400	2,666.00	3,732,400	
富士ピー・エス	2,400	460.00	1,104,000	
淺沼組	12,300	3,735.00	45,940,500	
戸田建設	225,000	1,057.00	237,825,000	
熊谷組	27,400	3,655.00	100,147,000	
北野建設	1,000	3,620.00	3,620,000	
植木組	1,600	1,709.00	2,734,400	
矢作建設工業	22,600	1,632.00	36,883,200	
ピーエス三菱	21,100	989.00	20,867,900	
日本ハウスホールディングス	35,500	342.00	12,141,000	
新日本建設	23,300	1,633.00	38,048,900	
東亜道路工業	32,600	1,307.00	42,608,200	
日本道路	19,500	1,800.00	35,100,000	
東亜建設工業	50,200	1,027.00	51,555,400	
日本国土開発	47,300	470.00	22,231,000	
若築建設	5,800	3,495.00	20,271,000	
東洋建設	41,900	1,421.00	59,539,900	
五洋建設	235,700	664.10	156,528,370	

世紀東急工業	21,400	1,723.00	36,872,200	
福田組	6,300	5,660.00	35,658,000	
住友林業	143,700	5,266.00	756,724,200	
日本基礎技術	3,300	635.00	2,095,500	
巴コーポレーション	6,900	853.00	5,885,700	
大和ハウス工業	459,800	4,065.00	1,869,087,000	
ライト工業	33,100	2,106.00	69,708,600	
積水ハウス	504,300	3,526.00	1,778,161,800	
日特建設	15,900	1,113.00	17,696,700	
北陸電気工事	11,400	1,188.00	13,543,200	
ユアテック	36,600	1,510.00	55,266,000	
日本リーテック	13,000	1,262.00	16,406,000	
四電工	7,000	3,670.00	25,690,000	
中電工	25,800	3,155.00	81,399,000	
関電工	104,100	1,703.00	177,282,300	
きんでん	115,600	3,268.00	377,780,800	
東京エネシス	15,500	1,394.00	21,607,000	
トーエネック	5,500	6,020.00	33,110,000	
住友電設	15,800	3,820.00	60,356,000	
日本電設工業	31,200	1,980.00	61,776,000	
エクシオグループ	162,500	1,586.50	257,806,250	
新日本空調	10,800	3,955.00	42,714,000	
九電工	35,900	5,852.00	210,086,800	
三機工業	35,900	2,120.00	76,108,000	
日揮ホールディングス	164,500	1,285.50	211,464,750	
中外炉工業	5,400	3,445.00	18,603,000	
ヤマト	4,600	985.00	4,531,000	
太平電業	10,400	5,440.00	56,576,000	
高砂熱学工業	44,500	5,800.00	258,100,000	
三晃金属工業	700	4,540.00	3,178,000	
朝日工業社	15,500	1,378.00	21,359,000	
明星工業	32,200	1,291.00	41,570,200	
大氣社	19,200	5,140.00	98,688,000	
ダイダン	21,900	3,045.00	66,685,500	
日比谷総合設備	12,000	3,560.00	42,720,000	
フィル・カンパニー	2,600	719.00	1,869,400	

テスホールディングス	35,800	429.00	15,358,200	
インフロニア・ホールディングス	191,700	1,299.50	249,114,150	
東洋エンジニアリング	24,400	887.00	21,642,800	
レイズネクスト	24,000	1,832.00	43,968,000	
ニッパン	50,000	2,340.00	117,000,000	
日清製粉グループ本社	154,400	1,851.50	285,871,600	
日東富士製粉	3,000	7,450.00	22,350,000	
昭和産業	16,200	3,110.00	50,382,000	
鳥越製粉	4,900	698.00	3,420,200	
中部飼料	23,100	1,622.00	37,468,200	
フィード・ワン	24,400	976.00	23,814,400	
東洋精糖	1,000	1,652.00	1,652,000	
日本甜菜製糖	9,700	2,167.00	21,019,900	
DM三井製糖ホールディングス	16,600	3,395.00	56,357,000	
塩水港精糖	7,200	268.00	1,929,600	
ウェルネオシュガー	8,300	2,356.00	19,554,800	
森永製菓	70,500	2,522.50	177,836,250	
中村屋	4,200	3,270.00	13,734,000	
江崎グリコ	47,700	4,237.00	202,104,900	
名糖産業	6,600	2,000.00	13,200,000	
井村屋グループ	10,000	2,448.00	24,480,000	
不二家	11,400	2,659.00	30,312,600	
山崎製パン	111,700	3,409.00	380,785,300	
第一屋製パン	1,000	684.00	684,000	
モロゾフ	5,400	4,770.00	25,758,000	
亀田製菓	9,600	4,250.00	40,800,000	
寿スピリッツ	78,900	1,822.50	143,795,250	
カルビー	76,400	3,138.00	239,743,200	
森永乳業	58,300	3,309.00	192,914,700	
六甲バター	12,200	1,561.00	19,044,200	
ヤクルト本社	238,600	2,924.00	697,666,400	
明治ホールディングス	204,600	3,467.00	709,348,200	
雪印メグミルク	40,400	2,614.00	105,605,600	
プリマハム	22,400	2,396.00	53,670,400	
日本ハム	71,800	4,908.00	352,394,400	
林兼産業	1,800	528.00	950,400	

丸大食品	16,800	1,735.00	29,148,000	
S Foods	18,400	2,957.00	54,408,800	
柿安本店	6,500	2,634.00	17,121,000	
伊藤ハム米久ホールディングス	25,500	4,280.00	109,140,000	
サッポロホールディングス	54,900	5,587.00	306,726,300	
アサヒグループホールディングス	385,700	5,794.00	2,234,745,800	
キリンホールディングス	695,300	2,132.50	1,482,727,250	
宝ホールディングス	112,500	1,086.50	122,231,250	
オエノンホールディングス	49,900	382.00	19,061,800	
養命酒製造	5,500	2,229.00	12,259,500	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	130,800	2,015.00	263,562,000	
ライフドリンク カンパニー	3,300	6,580.00	21,714,000	
サントリー食品インターナショナル	117,500	5,842.00	686,435,000	
ダイドーグループホールディングス	18,900	2,715.00	51,313,500	
伊藤園	56,600	3,557.00	201,326,200	
キーコーヒー	18,700	2,080.00	38,896,000	
ユニカフェ	1,800	921.00	1,657,800	
ジャパンフーズ	900	2,444.00	2,199,600	
日清オイリオグループ	23,500	4,960.00	116,560,000	
不二製油グループ本社	38,900	2,908.00	113,121,200	
かどや製油	700	3,645.00	2,551,500	
J-オイルミルズ	19,100	2,001.00	38,219,100	
キッコーマン	553,100	1,899.50	1,050,613,450	
味の素	396,700	5,846.00	2,319,108,200	
ブルドックソース	8,800	1,998.00	17,582,400	
キユーピー	89,700	3,220.00	288,834,000	
ハウス食品グループ本社	57,500	2,911.50	167,411,250	
カゴメ	71,800	3,320.00	238,376,000	
アリアケジャパン	16,600	5,070.00	84,162,000	
ピエトロ	800	1,801.00	1,440,800	
エバラ食品工業	4,000	2,944.00	11,776,000	
やまみ	800	3,260.00	2,608,000	
ニチレイ	76,500	3,570.00	273,105,000	
東洋水産	84,400	9,705.00	819,102,000	
イートアンドホールディングス	7,900	2,134.00	16,858,600	

大冷	800	1,930.00	1,544,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	7,600	1,643.00	12,486,800	
日清食品ホールディングス	176,100	4,095.00	721,129,500	
永谷園ホールディングス	8,200	3,095.00	25,379,000	
一正蒲鉾	2,400	772.00	1,852,800	
フジッコ	17,100	1,866.00	31,908,600	
ロック・フィールド	20,400	1,488.00	30,355,200	
日本たばこ産業	1,014,300	4,491.00	4,555,221,300	
ケンコーマヨネーズ	11,500	2,043.00	23,494,500	
わらべや日洋ホールディングス	11,200	2,321.00	25,995,200	
なとり	10,500	2,103.00	22,081,500	
イフジ産業	1,100	1,393.00	1,532,300	
ファーマフーズ	22,100	1,014.00	22,409,400	
ユーダレナ	103,900	551.00	57,248,900	
紀文食品	14,500	1,283.00	18,603,500	
ピックルスホールディングス	9,800	1,181.00	11,573,800	
ミヨシ油脂	2,100	1,507.00	3,164,700	
理研ビタミン	14,400	2,769.00	39,873,600	
片倉工業	15,800	2,216.00	35,012,800	
グンゼ	12,100	5,680.00	68,728,000	
東洋紡	73,800	1,064.00	78,523,200	
ユニチカ	56,700	343.00	19,448,100	
富士紡ホールディングス	7,500	4,970.00	37,275,000	
倉敷紡績	12,100	4,995.00	60,439,500	
シキボウ	11,000	1,120.00	12,320,000	
日本毛織	43,800	1,348.00	59,042,400	
トーア紡コードレーション	2,200	423.00	930,600	
帝国繊維	19,400	2,501.00	48,519,400	
帝人	163,400	1,379.50	225,410,300	
東レ	1,138,200	759.10	864,007,620	
住江織物	1,200	2,518.00	3,021,600	
日本フエルト	4,000	499.00	1,996,000	
イチカワ	900	1,783.00	1,604,700	
日東製綱	600	1,505.00	903,000	
アツギ	4,000	630.00	2,520,000	
ダイニック	1,800	830.00	1,494,000	

セーレン	32,900	2,418.00	79,552,200	
ソトー	1,900	712.00	1,352,800	
東海染工	600	833.00	499,800	
小松マテーレ	24,700	757.00	18,697,900	
ワコールホールディングス	34,800	4,408.00	153,398,400	
ホギメディカル	22,400	3,990.00	89,376,000	
T S I ホールディングス	51,000	946.00	48,246,000	
マツオカコー ポレーション	1,800	1,775.00	3,195,000	
ワールド	24,000	2,120.00	50,880,000	
三陽商会	7,200	2,471.00	17,791,200	
ナイガイ	2,100	261.00	548,100	
オンワードホールディングス	100,200	633.00	63,426,600	
ルックホールディングス	5,300	2,814.00	14,914,200	
ゴールドワイン	30,100	8,820.00	265,482,000	
デサント	29,300	3,445.00	100,938,500	
キング	2,200	732.00	1,610,400	
ヤマトイインターナショナル	4,600	354.00	1,628,400	
特種東海製紙	9,300	3,725.00	34,642,500	
王子ホールディングス	707,400	626.70	443,327,580	
日本製紙	95,800	964.00	92,351,200	
三菱製紙	7,600	800.00	6,080,000	
北越コー ポレーション	83,500	1,115.00	93,102,500	
中越パルプ工業	2,300	1,533.00	3,525,900	
大王製紙	75,000	879.10	65,932,500	
阿波製紙	1,500	554.00	831,000	
レンゴー	154,700	1,025.50	158,644,850	
トーモク	9,800	2,869.00	28,116,200	
ザ・パック	12,600	3,675.00	46,305,000	
北の達人コー ポレーション	71,500	181.00	12,941,500	
クラレ	247,500	1,901.50	470,621,250	
旭化成	1,148,800	1,033.00	1,186,710,400	
共和レザー	3,200	806.00	2,579,200	
巴川コー ポレーション	1,600	1,091.00	1,745,600	
レゾナック・ホールディングス	164,100	3,411.00	559,745,100	
住友化学	1,260,200	334.10	421,032,820	
住友精化	8,000	5,270.00	42,160,000	

日産化学	79,200	4,940.00	391,248,000	
ラサ工業	6,500	2,931.00	19,051,500	
クレハ	37,100	2,787.00	103,397,700	
多木化学	6,600	4,455.00	29,403,000	
ティカ	13,900	1,674.00	23,268,600	
石原産業	28,200	1,585.00	44,697,000	
片倉コーポアグリ	1,300	1,199.00	1,558,700	
日本曹達	20,000	5,160.00	103,200,000	
東ソー	226,700	2,099.00	475,843,300	
トクヤマ	54,800	2,924.00	160,235,200	
セントラル硝子	18,100	3,725.00	67,422,500	
東亞合成	81,700	1,544.00	126,144,800	
大阪ソーダ	11,900	10,400.00	123,760,000	
関東電化工業	32,800	964.00	31,619,200	
デンカ	61,800	2,164.50	133,766,100	
信越化学工業	1,522,800	6,125.00	9,327,150,000	
日本カーバイド工業	8,100	1,998.00	16,183,800	
堺化学工業	12,900	2,942.00	37,951,800	
第一稀元素化学工業	18,600	841.00	15,642,600	
エア・ウォーター	160,200	2,197.00	351,959,400	
日本酸素ホールディングス	164,700	4,735.00	779,854,500	
日本化学工業	6,200	2,629.00	16,299,800	
東邦アセチレン	5,900	374.00	2,206,600	
日本パーカライジング	75,700	1,275.00	96,517,500	
高圧ガス工業	24,700	978.00	24,156,600	
チタン工業	700	1,025.00	717,500	
四国化成ホールディングス	19,200	2,081.00	39,955,200	
戸田工業	3,900	2,149.00	8,381,100	
ステラ ケミファ	9,200	4,285.00	39,422,000	
保土谷化学工業	5,300	5,710.00	30,263,000	
日本触媒	98,900	1,594.50	157,696,050	
大日精化工業	11,800	3,430.00	40,474,000	
カネカ	41,800	4,274.00	178,653,200	
三菱瓦斯化学	124,000	3,057.00	379,068,000	
三井化学	140,100	4,375.00	612,937,500	
東京応化工業	81,000	4,280.00	346,680,000	

大阪有機化学工業	14,200	3,495.00	49,629,000	
三菱ケミカルグループ	1,241,400	889.00	1,103,604,600	
KHネオケム	25,900	2,327.00	60,269,300	
ダイセル	218,300	1,588.50	346,769,550	
住友ベークライト	47,600	4,643.00	221,006,800	
積水化学工業	341,200	2,241.50	764,799,800	
日本ゼオン	116,400	1,373.50	159,875,400	
アイカ工業	42,900	3,529.00	151,394,100	
U B E	80,800	2,842.50	229,674,000	
積水樹脂	25,300	2,330.00	58,949,000	
タキロンシーアイ	43,300	744.00	32,215,200	
旭有機材	11,300	4,955.00	55,991,500	
ニチバン	9,200	1,948.00	17,921,600	
リケンテクノス	31,800	1,030.00	32,754,000	
大倉工業	7,900	2,878.00	22,736,200	
積水化成品工業	23,800	468.00	11,138,400	
群栄化学工業	4,000	3,300.00	13,200,000	
タイガースポリマー	2,600	847.00	2,202,200	
ミライアル	1,900	1,548.00	2,941,200	
ダイキアクシス	2,300	733.00	1,685,900	
ダイキヨーニシカワ	37,500	700.00	26,250,000	
竹本容器	2,100	869.00	1,824,900	
森六ホールディングス	8,800	2,834.00	24,939,200	
恵和	12,200	1,664.00	20,300,800	
日本化薬	129,700	1,236.00	160,309,200	
カーリットホールディングス	18,300	1,297.00	23,735,100	
日本精化	11,300	2,709.00	30,611,700	
扶桑化学工業	18,000	4,100.00	73,800,000	
トリケミカル研究所	20,600	4,225.00	87,035,000	
ADEKA	59,200	3,183.00	188,433,600	
日油	153,800	2,136.00	328,516,800	
新日本理化	7,700	186.00	1,432,200	
ハリマ化成グループ	11,900	924.00	10,995,600	
花王	384,000	6,792.00	2,608,128,000	
第一工業製薬	6,800	3,765.00	25,602,000	
石原ケミカル	7,600	2,283.00	17,350,800	

日華化学	2,200	1,085.00	2,387,000	
ニイタカ	1,100	1,887.00	2,075,700	
三洋化成工業	10,400	3,960.00	41,184,000	
有機合成薬品工業	4,500	305.00	1,372,500	
大日本塗料	18,800	1,325.00	24,910,000	
日本ペイントホールディングス	901,700	1,065.00	960,310,500	
関西ペイント	146,700	2,535.50	371,957,850	
神東塗料	4,700	130.00	611,000	
中国塗料	34,900	2,002.00	69,869,800	
日本特殊塗料	4,000	1,231.00	4,924,000	
藤倉化成	19,600	537.00	10,525,200	
太陽ホールディングス	29,600	3,290.00	97,384,000	
D I C	66,400	3,156.00	209,558,400	
サカタインクス	37,800	1,832.00	69,249,600	
a r t i e n c e	37,000	3,285.00	121,545,000	
富士フィルムホールディングス	946,300	3,702.00	3,503,202,600	
資生堂	355,000	4,740.00	1,682,700,000	
ライオン	216,400	1,291.50	279,480,600	
高砂香料工業	12,800	3,920.00	50,176,000	
マンダム	36,700	1,233.00	45,251,100	
ミルボン	23,100	3,395.00	78,424,500	
ファンケル	74,400	2,772.00	206,236,800	
コーワ	34,600	10,700.00	370,220,000	
コタ	17,200	1,578.00	27,141,600	
シーボン	800	1,394.00	1,115,200	
ポーラ・オルビスホールディングス	87,200	1,369.50	119,420,400	
ノエビアホールディングス	15,200	5,570.00	84,664,000	
アジュバンホールディングス	1,400	883.00	1,236,200	
新日本製薬	9,700	1,738.00	16,858,600	
I - n e	4,500	1,800.00	8,100,000	
アクシージア	11,200	1,039.00	11,636,800	
エステー	13,100	1,570.00	20,567,000	
アグロ カネショウ	6,800	1,218.00	8,282,400	
コニシ	49,100	1,308.00	64,222,800	
長谷川香料	32,500	3,345.00	108,712,500	
小林製薬	49,500	5,621.00	278,239,500	

荒川化学工業	14,400	1,196.00	17,222,400	
メック	14,000	4,590.00	64,260,000	
日本高純度化学	3,800	3,375.00	12,825,000	
タカラバイオ	45,800	1,053.00	48,227,400	
J C U	18,800	3,980.00	74,824,000	
新田ゼラチン	3,800	780.00	2,964,000	
O A Tアグリオ	6,300	1,687.00	10,628,100	
デクセリアルズ	42,000	7,190.00	301,980,000	
アース製薬	15,400	4,765.00	73,381,000	
北興化学工業	17,100	1,481.00	25,325,100	
大成ラミック	4,900	2,829.00	13,862,100	
クミアイ化学工業	67,500	797.00	53,797,500	
日本農薬	31,200	781.00	24,367,200	
アキレス	10,700	1,629.00	17,430,300	
有沢製作所	29,800	1,597.00	47,590,600	
日東電工	109,200	12,890.00	1,407,588,000	
レック	21,800	1,356.00	29,560,800	
三光合成	21,400	712.00	15,236,800	
きもと	9,300	222.00	2,064,600	
藤森工業	13,400	4,195.00	56,213,000	
前澤化成工業	11,000	1,814.00	19,954,000	
未来工業	6,100	3,985.00	24,308,500	
ウェーブロックホールディングス	2,100	655.00	1,375,500	
J S P	11,900	2,294.00	27,298,600	
エフピコ	32,200	2,412.00	77,666,400	
天馬	12,300	2,696.00	33,160,800	
信越ポリマー	36,700	1,500.00	55,050,000	
東リ	12,400	393.00	4,873,200	
ニフコ	50,800	3,821.00	194,106,800	
バルカー	14,200	3,630.00	51,546,000	
ユニ・チャーム	354,200	5,271.00	1,866,988,200	
ショーエイコー ポレーション	1,800	600.00	1,080,000	
協和キリン	205,400	2,747.50	564,336,500	
武田薬品工業	1,504,800	4,176.00	6,284,044,800	
アステラス製薬	1,491,400	1,578.50	2,354,174,900	
住友ファーマ	126,100	357.00	45,017,700	

塩野義製薬	206,800	6,224.00	1,287,123,200	
わかもと製薬	5,900	258.00	1,522,200	
日本新薬	44,500	3,207.00	142,711,500	
中外製薬	532,200	5,637.00	3,000,011,400	
科研製薬	29,100	3,800.00	110,580,000	
エーザイ	206,800	6,632.00	1,371,497,600	
ロート製薬	164,700	3,336.00	549,439,200	
小野薬品工業	347,800	2,230.50	775,767,900	
久光製薬	37,800	3,768.00	142,430,400	
持田製薬	19,000	3,100.00	58,900,000	
参天製薬	300,000	1,627.00	488,100,000	
扶桑薬品工業	6,000	2,399.00	14,394,000	
日本ケミファ	600	1,598.00	958,800	
ツムラ	53,500	4,259.00	227,856,500	
キッセイ薬品工業	28,100	3,225.00	90,622,500	
生化学工業	28,800	889.00	25,603,200	
栄研化学	29,300	2,205.00	64,606,500	
鳥居薬品	9,100	3,720.00	33,852,000	
J C R ファーマ	57,600	606.00	34,905,600	
東和薬品	26,100	2,908.00	75,898,800	
富士製薬工業	12,600	1,437.00	18,106,200	
ゼリア新薬工業	23,600	2,079.00	49,064,400	
ネクセラファーマ	74,400	1,588.00	118,147,200	
第一三共	1,481,200	5,558.00	8,232,509,600	
杏林製薬	36,900	1,706.00	62,951,400	
大幸薬品	35,300	408.00	14,402,400	
ダイト	12,900	2,309.00	29,786,100	
大塚ホールディングス	353,700	6,588.00	2,330,175,600	
ペプチドリーム	82,400	2,365.50	194,917,200	
セルソース	6,300	1,272.00	8,013,600	
あすか製薬ホールディングス	17,400	2,656.00	46,214,400	
サワイグループホールディングス	38,900	5,865.00	228,148,500	
日本コークス工業	172,500	124.00	21,390,000	
ニチレキ	22,100	2,483.00	54,874,300	
ユシロ化学工業	8,800	1,850.00	16,280,000	
ビーピー・カストロール	2,200	991.00	2,180,200	

富士石油	49,600	518.00	25,692,800	
MORESCO	2,000	1,340.00	2,680,000	
出光興産	882,900	1,052.00	928,810,800	
ENEOSホールディングス	2,691,800	832.40	2,240,654,320	
コスモエネルギーホールディングス	50,400	8,116.00	409,046,400	
横浜ゴム	86,000	3,627.00	311,922,000	
TOYO TIRE	97,700	2,658.50	259,735,450	
ブリヂストン	497,700	6,490.00	3,230,073,000	
住友ゴム工業	166,800	1,630.50	271,967,400	
藤倉コンポジット	14,700	1,392.00	20,462,400	
オカモト	8,000	5,030.00	40,240,000	
フコク	8,900	2,331.00	20,745,900	
ニッタ	17,300	4,105.00	71,016,500	
住友理工	26,400	1,453.00	38,359,200	
三ツ星ベルト	19,700	4,435.00	87,369,500	
バandoー化学	25,200	1,994.00	50,248,800	
日東紡績	21,500	6,300.00	135,450,000	
AGC	151,700	5,331.00	808,712,700	
日本板硝子	81,100	430.00	34,873,000	
石塚硝子	1,000	2,921.00	2,921,000	
日本山村硝子	2,200	1,699.00	3,737,800	
日本電気硝子	69,400	3,686.00	255,808,400	
オハラ	8,100	1,349.00	10,926,900	
住友大阪セメント	28,300	3,907.00	110,568,100	
太平洋セメント	100,600	3,999.00	402,299,400	
日本ヒューム	15,000	1,180.00	17,700,000	
日本コンクリート工業	33,300	379.00	12,620,700	
三谷セキサン	7,100	5,940.00	42,174,000	
アジアパイルホールディングス	24,300	980.00	23,814,000	
東海カーボン	157,000	943.30	148,098,100	
日本カーボン	9,000	5,390.00	48,510,000	
東洋炭素	12,000	6,680.00	80,160,000	
ノリタケカンパニーリミテド	18,800	3,945.00	74,166,000	
TOTO	112,200	3,903.00	437,916,600	
日本碍子	197,800	2,041.00	403,709,800	
日本特殊陶業	142,400	4,660.00	663,584,000	

MARUWA	6,300	38,350.00	241,605,000	
品川リフラクトリーズ	21,000	1,985.00	41,685,000	
黒崎播磨	13,900	2,835.00	39,406,500	
ヨータイ	10,000	1,840.00	18,400,000	
東京窯業	6,200	438.00	2,715,600	
ニッカト一	2,700	569.00	1,536,300	
フジミインコーポレーテッド	45,700	2,948.00	134,723,600	
クニミネ工業	1,700	1,148.00	1,951,600	
エーアンドエーマテリアル	1,200	1,364.00	1,636,800	
ニチアス	43,000	4,570.00	196,510,000	
ニチハ	21,300	3,380.00	71,994,000	
日本製鉄	784,200	3,395.00	2,662,359,000	
神戸製鋼所	351,800	1,980.00	696,564,000	
中山製鋼所	40,000	951.00	38,040,000	
合同製鐵	9,800	5,200.00	50,960,000	
J F E ホールディングス	486,500	2,321.00	1,129,166,500	
東京製鐵	49,200	1,663.00	81,819,600	
共英製鋼	19,900	2,095.00	41,690,500	
大和工業	33,000	7,894.00	260,502,000	
東京鐵鋼	7,700	5,090.00	39,193,000	
大阪製鐵	8,100	2,362.00	19,132,200	
淀川製鋼所	19,900	5,490.00	109,251,000	
中部鋼鈑	11,500	2,973.00	34,189,500	
丸一鋼管	53,300	3,736.00	199,128,800	
モリ工業	4,000	5,200.00	20,800,000	
大同特殊鋼	110,200	1,487.50	163,922,500	
日本高周波鋼業	2,300	473.00	1,087,900	
日本冶金工業	12,800	4,550.00	58,240,000	
山陽特殊製鋼	17,300	2,134.00	36,918,200	
愛知製鋼	10,100	3,630.00	36,663,000	
日本金属	1,500	780.00	1,170,000	
太平洋金属	14,900	1,287.00	19,176,300	
新日本電工	87,100	298.00	25,955,800	
栗本鐵工所	8,100	4,780.00	38,718,000	
虹技	800	1,164.00	931,200	
三菱製鋼	13,000	1,514.00	19,682,000	

日亜鋼業	5,900	325.00	1,917,500	
日本精線	13,900	1,237.00	17,194,300	
エンビプロ・ホールディングス	15,600	481.00	7,503,600	
シンニッタン	7,300	233.00	1,700,900	
新家工業	1,300	5,300.00	6,890,000	
大紀アルミニウム工業所	22,500	1,313.00	29,542,500	
日本軽金属ホールディングス	51,300	1,832.00	93,981,600	
三井金属鉱業	51,000	5,084.00	259,284,000	
三菱マテリアル	125,200	2,992.50	374,661,000	
住友金属鉱山	202,900	4,948.00	1,003,949,200	
DOWAホールディングス	43,300	5,782.00	250,360,600	
古河機械金属	23,300	1,861.00	43,361,300	
大阪チタニウムテクノロジーズ	30,500	2,807.00	85,613,500	
東邦チタニウム	36,500	1,430.00	52,195,000	
U A C J	24,600	3,970.00	97,662,000	
C Kサンエツ	4,300	3,845.00	16,533,500	
古河電気工業	58,400	4,055.00	236,812,000	
住友電気工業	654,500	2,512.50	1,644,431,250	
フジクラ	206,500	3,111.00	642,421,500	
S W C C	19,600	4,835.00	94,766,000	
タツタ電線	31,900	728.00	23,223,200	
カナレ電気	1,000	1,600.00	1,600,000	
平河ヒューテック	11,500	1,508.00	17,342,000	
リヨービ	18,800	2,344.00	44,067,200	
アーレステイ	6,300	737.00	4,643,100	
A R E ホールディングス	65,900	2,079.00	137,006,100	
稻葉製作所	9,700	1,931.00	18,730,700	
宮地エンジニアリンググループ	8,800	4,765.00	41,932,000	
トーカロ	50,400	2,013.00	101,455,200	
アルファC o	2,100	1,420.00	2,982,000	
S U M C O	310,800	2,338.00	726,650,400	
川田テクノロジーズ	12,400	2,755.00	34,162,000	
R S T e c h n o l o g i e s	11,700	3,440.00	40,248,000	
ジェイテックコーポレーション	1,000	1,618.00	1,618,000	
信和	3,700	764.00	2,826,800	
東洋製罐グループホールディングス	100,300	2,542.00	254,962,600	

ホッカンホールディングス	8,500	1,788.00	15,198,000	
コロナ	9,800	997.00	9,770,600	
横河ブリッジホールディングス	27,400	2,686.00	73,596,400	
駒井ハルテック	1,000	1,856.00	1,856,000	
高田機工	400	3,735.00	1,494,000	
三和ホールディングス	174,200	2,923.50	509,273,700	
文化シヤッター	45,800	1,712.00	78,409,600	
三協立山	22,000	815.00	17,930,000	
アルインコ	13,300	1,103.00	14,669,900	
東洋シヤッター	1,300	930.00	1,209,000	
LIXIL	273,100	1,718.50	469,322,350	
日本フィルコン	3,800	528.00	2,006,400	
ノーリツ	27,700	1,794.00	49,693,800	
長府製作所	17,400	2,216.00	38,558,400	
リンナイ	83,700	3,745.00	313,456,500	
ダイニチ工業	2,900	694.00	2,012,600	
日東精工	25,300	589.00	14,901,700	
三洋工業	700	3,240.00	2,268,000	
岡部	31,200	782.00	24,398,400	
ジーテクト	22,300	1,959.00	43,685,700	
東プレ	30,800	2,144.00	66,035,200	
高周波熱鍊	25,900	1,092.00	28,282,800	
東京製綱	11,300	1,376.00	15,548,800	
サンコール	17,500	470.00	8,225,000	
モリテック スチール	5,100	231.00	1,178,100	
パイオラックス	21,700	2,325.00	50,452,500	
エイチワン	18,000	1,012.00	18,216,000	
日本発條	154,700	1,603.00	247,984,100	
中央発條	13,000	1,251.00	16,263,000	
アドバネクス	700	1,111.00	777,700	
立川ブラインド工業	7,900	1,365.00	10,783,500	
三益半導体工業	15,800	3,695.00	58,381,000	
日本ドライケミカル	1,400	2,682.00	3,754,800	
日本製鋼所	47,200	4,227.00	199,514,400	
三浦工業	71,500	3,099.00	221,578,500	
タクマ	57,900	1,670.00	96,693,000	

ツガミ	38,100	1,552.00	59,131,200	
オークマ	15,000	6,933.00	103,995,000	
芝浦機械	17,100	3,755.00	64,210,500	
アマダ	259,500	1,755.00	455,422,500	
アイダエンジニアリング	39,700	904.00	35,888,800	
F U J I	80,600	2,518.00	202,950,800	
牧野フライス製作所	18,900	6,660.00	125,874,000	
オーエスジー	75,500	1,973.50	148,999,250	
ダイジェット工業	600	862.00	517,200	
旭ダイヤモンド工業	39,600	973.00	38,530,800	
DMG森精機	117,000	4,306.00	503,802,000	
ソディック	41,700	731.00	30,482,700	
ディスコ	82,400	59,700.00	4,919,280,000	
日東工器	8,300	2,404.00	19,953,200	
日進工具	15,900	1,002.00	15,931,800	
パンチ工業	5,600	480.00	2,688,000	
富士ダイス	11,500	841.00	9,671,500	
豊和工業	3,100	834.00	2,585,400	
リケンN P R	18,600	2,827.00	52,582,200	
東洋機械金属	4,700	730.00	3,431,000	
エンシュウ	1,400	706.00	988,400	
島精機製作所	27,300	1,675.00	45,727,500	
オプトラン	28,100	2,013.00	56,565,300	
N C ホールディングス	1,300	2,206.00	2,867,800	
イワキポンプ	11,400	2,832.00	32,284,800	
フリュー	16,200	1,067.00	17,285,400	
ヤマシンフィルタ	40,800	406.00	16,564,800	
日阪製作所	18,700	1,067.00	19,952,900	
やまびこ	28,000	2,237.00	62,636,000	
野村マイクロ・サイエンス	23,200	4,245.00	98,484,000	
平田機工	8,200	6,630.00	54,366,000	
P E G A S U S	19,000	590.00	11,210,000	
マルマエ	7,500	2,045.00	15,337,500	
タツモ	10,400	3,490.00	36,296,000	
ナブテスコ	107,500	2,778.00	298,635,000	
三井海洋開発	21,700	2,959.00	64,210,300	

レオン自動機	19,800	1,703.00	33,719,400	
SMC	51,200	76,260.00	3,904,512,000	
ホソカワミクロン	12,000	4,205.00	50,460,000	
ユニオンツール	7,500	6,000.00	45,000,000	
瑞光	12,400	1,083.00	13,429,200	
オイレス工業	23,200	2,366.00	54,891,200	
日精エー・エス・ビー機械	6,000	5,480.00	32,880,000	
サトーホールディングス	24,400	2,139.00	52,191,600	
技研製作所	16,100	1,953.00	31,443,300	
日本エアーテック	8,000	1,209.00	9,672,000	
カワタ	1,800	897.00	1,614,600	
日精樹脂工業	12,800	1,080.00	13,824,000	
オカダアイヨン	1,900	2,525.00	4,797,500	
ワイエイシイホールディングス	7,300	2,454.00	17,914,200	
小松製作所	802,600	4,644.00	3,727,274,400	
住友重機械工業	101,300	4,261.00	431,639,300	
日立建機	68,200	4,270.00	291,214,000	
日工	25,500	783.00	19,966,500	
巴工業	6,700	4,720.00	31,624,000	
井関農機	16,100	1,068.00	17,194,800	
TOWA	19,100	10,810.00	206,471,000	
丸山製作所	1,000	2,439.00	2,439,000	
北川鉄工所	6,800	1,526.00	10,376,800	
ローツェ	8,900	30,150.00	268,335,000	
タカキタ	1,900	460.00	874,000	
クボタ	895,200	2,295.00	2,054,484,000	
荏原実業	9,000	4,055.00	36,495,000	
三菱化工機	6,000	4,340.00	26,040,000	
月島ホールディングス	23,200	1,459.00	33,848,800	
帝国電機製作所	11,700	2,506.00	29,320,200	
新東工業	34,700	1,141.00	39,592,700	
濱谷工業	16,100	3,740.00	60,214,000	
アイチ コーポレーション	23,700	1,244.00	29,482,800	
小森コーポレーション	42,200	1,366.00	57,645,200	
鶴見製作所	13,100	4,745.00	62,159,500	
日本ギア工業	2,200	588.00	1,293,600	

酒井重工業	3,000	5,900.00	17,700,000	
荏原製作所	70,300	11,975.00	841,842,500	
石井鐵工所	700	2,860.00	2,002,000	
西島製作所	14,800	3,175.00	46,990,000	
北越工業	17,200	2,445.00	42,054,000	
ダイキン工業	204,400	23,020.00	4,705,288,000	
オルガノ	20,600	8,300.00	170,980,000	
トヨーカネツ	5,800	3,950.00	22,910,000	
栗田工業	95,800	6,776.00	649,140,800	
椿本チエイン	23,500	6,050.00	142,175,000	
大同工業	2,500	968.00	2,420,000	
木村化工機	13,200	723.00	9,543,600	
アネスト岩田	26,500	1,695.00	44,917,500	
ダイフク	289,000	2,936.50	848,648,500	
サムコ	4,100	3,975.00	16,297,500	
加藤製作所	2,900	1,258.00	3,648,200	
油研工業	1,000	2,397.00	2,397,000	
タダノ	98,600	1,134.50	111,861,700	
フジテック	40,000	4,431.00	177,240,000	
CKD	47,400	3,120.00	147,888,000	
平和	50,600	2,059.00	104,185,400	
理想科学工業	13,700	3,295.00	45,141,500	
SANKYO	164,900	1,704.50	281,072,050	
日本金錢機械	20,700	1,325.00	27,427,500	
マースグループホールディングス	8,700	3,705.00	32,233,500	
フクシマガリレイ	11,200	6,540.00	73,248,000	
オーイズミ	2,200	364.00	800,800	
ダイコク電機	8,400	3,980.00	33,432,000	
竹内製作所	31,100	5,680.00	176,648,000	
アマノ	48,600	4,089.00	198,725,400	
JUKI	26,600	521.00	13,858,600	
ジャノメ	17,400	696.00	12,110,400	
マックス	24,100	3,795.00	91,459,500	
グローリー	41,100	2,807.00	115,367,700	
新晃工業	17,300	4,005.00	69,286,500	
大和冷機工業	26,300	1,568.00	41,238,400	

セガサミーホールディングス	152,900	2,373.50	362,908,150	
T P R	21,800	2,584.00	56,331,200	
ツバキ・ナカシマ	34,300	803.00	27,542,900	
ホシザキ	101,000	5,109.00	516,009,000	
大豊工業	14,800	820.00	12,136,000	
日本精工	317,000	784.90	248,813,300	
N T N	371,400	314.70	116,879,580	
ジェイテクト	152,400	1,130.50	172,288,200	
不二越	12,600	3,510.00	44,226,000	
日本トムソン	46,700	613.00	28,627,100	
THK	98,800	2,895.00	286,026,000	
ユーション精機	13,600	765.00	10,404,000	
前澤給装工業	12,300	1,335.00	16,420,500	
イーグル工業	18,900	1,903.00	35,966,700	
前澤工業	3,600	1,464.00	5,270,400	
日本ピラー工業	15,900	5,300.00	84,270,000	
キッツ	57,300	1,137.00	65,150,100	
マキタ	195,300	4,386.00	856,585,800	
三井E & S	85,000	1,449.00	123,165,000	
日立造船	151,100	1,046.00	158,050,600	
三菱重工業	2,994,400	1,650.00	4,940,760,000	
I H I	127,500	4,477.00	570,817,500	
スター精密	31,500	2,110.00	66,465,000	
日清紡ホールディングス	128,700	1,117.00	143,757,900	
イビデン	89,300	6,565.00	586,254,500	
コニカミノルタ	382,800	444.50	170,154,600	
プラザー工業	228,800	2,827.50	646,932,000	
ミネベアミツミ	297,900	3,300.00	983,070,000	
日立製作所	822,500	17,525.00	14,414,312,500	
三菱電機	1,905,800	2,539.00	4,838,826,200	
富士電機	104,100	9,098.00	947,101,800	
東洋電機製造	2,000	1,095.00	2,190,000	
安川電機	186,000	5,755.00	1,070,430,000	
シンフォニアテクノロジー	18,900	3,275.00	61,897,500	
明電舎	31,700	3,765.00	119,350,500	
オリジン	1,300	1,330.00	1,729,000	

山洋電気	7,400	7,090.00	52,466,000	
デンヨー	13,000	2,911.00	37,843,000	
P H C ホールディングス	32,200	1,164.00	37,480,800	
KOKUSA I E L E C T R I C	88,900	4,560.00	405,384,000	
ソシオネクスト	124,800	3,871.00	483,100,800	
東芝テック	21,900	3,475.00	76,102,500	
芝浦メカトロニクス	9,800	7,930.00	77,714,000	
マブチモーター	84,300	2,462.00	207,546,600	
ニデック	378,000	7,291.00	2,755,998,000	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	11,200	378.00	4,233,600	
トレックス・セミコンダクター	8,900	1,908.00	16,981,200	
東光高岳	10,400	2,057.00	21,392,800	
ダブル・スコープ	49,000	528.00	25,872,000	
ダイヘン	16,200	8,270.00	133,974,000	
ヤーマン	33,500	833.00	27,905,500	
J V C ケンウッド	135,400	926.00	125,380,400	
ミマキエンジニアリング	16,400	1,879.00	30,815,600	
I - P E X	12,000	2,004.00	24,048,000	
大崎電気工業	37,500	690.00	25,875,000	
オムロン	130,800	5,621.00	735,226,800	
日東工業	23,100	3,440.00	79,464,000	
I D E C	25,300	2,928.00	74,078,400	
正興電機製作所	2,000	1,465.00	2,930,000	
不二電機工業	1,300	1,142.00	1,484,600	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	66,900	3,303.00	220,970,700	
サクサホールディングス	1,300	2,720.00	3,536,000	
メルコホールディングス	5,400	3,515.00	18,981,000	
テクノメディカ	4,300	1,810.00	7,783,000	
日本電気	224,900	13,005.00	2,924,824,500	
富士通	1,575,600	2,426.50	3,823,193,400	
沖電気工業	77,400	1,034.00	80,031,600	
岩崎通信機	2,700	1,480.00	3,996,000	
電気興業	6,900	2,120.00	14,628,000	
サンケン電気	15,900	7,026.00	111,713,400	
ナカヨ	900	1,185.00	1,066,500	
アイホン	9,200	3,050.00	28,060,000	

ルネサスエレクトロニクス	1,067,400	2,978.00	3,178,717,200	
セイコーホールディングス	219,700	2,490.50	547,162,850	
ワコム	125,500	727.00	91,238,500	
アルバック	37,500	10,495.00	393,562,500	
アクセル	7,800	1,488.00	11,606,400	
E I Z O	12,500	4,925.00	61,562,500	
日本信号	39,000	1,034.00	40,326,000	
京三製作所	35,900	692.00	24,842,800	
能美防災	23,200	2,370.00	54,984,000	
ホーチキ	12,900	2,310.00	29,799,000	
星和電機	2,800	568.00	1,590,400	
エレコム	41,000	1,653.00	67,773,000	
パナソニック ホールディングス	2,022,700	1,323.00	2,676,032,100	
シャープ	288,600	979.10	282,568,260	
アンリツ	120,600	1,198.50	144,539,100	
富士通ゼネラル	48,500	2,158.00	104,663,000	
ソニーグループ	1,186,600	13,170.00	15,627,522,000	
T D K	271,100	9,560.00	2,591,716,000	
帝国通信工業	7,600	2,080.00	15,808,000	
タムラ製作所	68,200	712.00	48,558,400	
アルプスアルパイン	153,000	1,545.50	236,461,500	
池上通信機	1,800	819.00	1,474,200	
日本電波工業	20,700	1,348.00	27,903,600	
鈴木	9,300	1,471.00	13,680,300	
マイコー	17,000	7,010.00	119,170,000	
日本トリム	3,900	3,480.00	13,572,000	
ローランド ディー.ジー.	6,600	5,340.00	35,244,000	
フォスター電機	12,700	1,782.00	22,631,400	
SMK	4,600	2,607.00	11,992,200	
ヨコオ	15,200	2,119.00	32,208,800	
ホシデン	39,000	2,140.00	83,460,000	
ヒロセ電機	25,300	17,770.00	449,581,000	
日本航空電子工業	41,000	2,555.00	104,755,000	
TOA	19,500	1,110.00	21,645,000	
マクセル	37,900	1,823.00	69,091,700	
古野電気	22,300	2,076.00	46,294,800	

スミダコーポレーション	23,100	1,170.00	27,027,000	
アイコム	6,600	3,145.00	20,757,000	
リオン	7,100	2,727.00	19,361,700	
横河電機	187,300	3,839.00	719,044,700	
新電元工業	6,600	2,974.00	19,628,400	
アズビル	116,600	4,398.00	512,806,800	
東亜ディーケーケー	2,900	852.00	2,470,800	
日本光電工業	72,800	4,708.00	342,742,400	
チノー	7,000	2,598.00	18,186,000	
共和電業	5,200	453.00	2,355,600	
日本電子材料	10,400	3,455.00	35,932,000	
堀場製作所	32,400	12,035.00	389,934,000	
アドバンテスト	485,700	5,814.00	2,823,859,800	
小野測器	2,600	701.00	1,822,600	
エスペック	13,600	3,200.00	43,520,000	
キーエンス	169,500	70,570.00	11,961,615,000	
日置電機	8,000	6,760.00	54,080,000	
シスメックス	439,000	2,556.50	1,122,303,500	
日本マイクロニクス	30,500	6,550.00	199,775,000	
メガチップス	13,400	4,175.00	55,945,000	
OBARA GROUP	10,600	4,170.00	44,202,000	
澤藤電機	800	1,249.00	999,200	
原田工業	2,800	580.00	1,624,000	
コーチェル	18,200	1,271.00	23,132,200	
イリソ電子工業	15,600	3,090.00	48,204,000	
オプテックスグループ	31,200	1,676.00	52,291,200	
千代田インテグレ	6,700	3,150.00	21,105,000	
レーヤーテック	77,700	35,260.00	2,739,702,000	
スタンレー電気	108,600	2,889.00	313,745,400	
ウシオ電機	75,100	2,079.00	156,132,900	
岡谷電機産業	5,100	249.00	1,269,900	
ヘリオス テクノ ホールディング	6,000	860.00	5,160,000	
エノモト	1,700	1,544.00	2,624,800	
日本セラミック	13,900	2,589.00	35,987,100	
遠藤照明	2,600	1,546.00	4,019,600	
古河電池	12,600	1,335.00	16,821,000	

山一電機	15,300	3,200.00	48,960,000	
図研	14,200	4,135.00	58,717,000	
日本電子	42,500	6,760.00	287,300,000	
カシオ計算機	122,500	1,211.50	148,408,750	
ファナック	826,700	4,323.00	3,573,824,100	
日本シイエムケイ	40,100	609.00	24,420,900	
エンプラス	5,000	7,950.00	39,750,000	
大真空	25,500	733.00	18,691,500	
ローム	313,500	2,176.00	682,176,000	
浜松ホトニクス	136,100	4,495.00	611,769,500	
三井ハイテック	15,000	6,324.00	94,860,000	
新光電気工業	60,000	5,645.00	338,700,000	
京セラ	1,053,500	1,877.50	1,977,946,250	
太陽誘電	82,600	3,966.00	327,591,600	
村田製作所	1,542,500	3,300.00	5,090,250,000	
双葉電子工業	32,600	653.00	21,287,800	
北陸電気工業	2,200	1,433.00	3,152,600	
ニチコン	44,700	1,205.00	53,863,500	
日本ケミコン	18,200	1,680.00	30,576,000	
KOA	25,800	1,514.00	39,061,200	
市光工業	30,900	556.00	17,180,400	
小糸製作所	175,700	2,187.50	384,343,750	
ミツバ	31,800	1,125.00	35,775,000	
SCREENホールディングス	58,000	14,960.00	867,680,000	
キヤノン電子	18,800	2,286.00	42,976,800	
キヤノン	845,600	4,435.00	3,750,236,000	
リコー	425,100	1,350.00	573,885,000	
象印マホービン	46,200	1,535.00	70,917,000	
MUTOHホールディングス	800	2,432.00	1,945,600	
東京エレクトロン	358,600	34,400.00	12,335,840,000	
イノテック	11,400	1,753.00	19,984,200	
トヨタ紡織	71,400	2,153.50	153,759,900	
芦森工業	1,200	2,417.00	2,900,400	
ユニプレス	30,500	1,362.00	41,541,000	
豊田自動織機	144,600	13,630.00	1,970,898,000	
モリタホールディングス	29,800	1,817.00	54,146,600	

三櫻工業	25,900	1,016.00	26,314,400	
デンソー	1,398,700	2,482.50	3,472,272,750	
東海理化電機製作所	47,800	2,172.00	103,821,600	
川崎重工業	138,400	6,032.00	834,828,800	
名村造船所	47,500	2,297.00	109,107,500	
日本車輛製造	5,600	2,474.00	13,854,400	
三菱ロジスネクスト	27,100	1,476.00	39,999,600	
近畿車輛	800	1,979.00	1,583,200	
日産自動車	2,230,600	547.50	1,221,253,500	
いすゞ自動車	476,000	2,096.00	997,696,000	
トヨタ自動車	9,304,300	3,296.00	30,666,972,800	
日野自動車	255,000	441.70	112,633,500	
三菱自動車工業	661,400	459.60	303,979,440	
エフテック	4,000	629.00	2,516,000	
レシップホールディングス	2,400	662.00	1,588,800	
GMB	1,100	1,604.00	1,764,400	
ファルテック	1,200	548.00	657,600	
武藏精密工業	41,500	1,929.00	80,053,500	
日産車体	17,200	982.00	16,890,400	
新明和工業	48,800	1,419.00	69,247,200	
極東開発工業	28,000	2,497.00	69,916,000	
トピー工業	13,800	2,499.00	34,486,200	
ティラド	3,800	3,655.00	13,889,000	
曙ブレーキ工業	103,500	164.00	16,974,000	
タチエス	31,300	1,950.00	61,035,000	
NOK	65,900	2,145.50	141,388,450	
フタバ産業	45,500	886.00	40,313,000	
カヤバ	16,000	5,370.00	85,920,000	
大同メタル工業	33,200	642.00	21,314,400	
プレス工業	67,800	646.00	43,798,800	
ミクニ	7,200	407.00	2,930,400	
太平洋工業	38,900	1,522.00	59,205,800	
アイシン	130,800	5,273.00	689,708,400	
マツダ	560,800	1,578.50	885,222,800	
今仙電機製作所	3,600	616.00	2,217,600	
本田技研工業	4,016,800	1,730.00	6,949,064,000	

スズキ	1,245,500	1,823.00	2,270,546,500	
S U B A R U	525,700	3,448.00	1,812,613,600	
安永	2,500	588.00	1,470,000	
ヤマハ発動機	732,700	1,512.50	1,108,208,750	
T B K	6,200	304.00	1,884,800	
エクセディ	27,700	3,050.00	84,485,000	
豊田合成	48,600	2,859.00	138,947,400	
愛三工業	28,100	1,383.00	38,862,300	
盟和産業	800	1,025.00	820,000	
日本プラス <i>ト</i>	4,900	436.00	2,136,400	
ヨロズ	15,900	1,168.00	18,571,200	
エフ・シー・シー	30,100	2,353.00	70,825,300	
シマノ	68,300	24,990.00	1,706,817,000	
ティ・エス テック	60,400	1,923.00	116,149,200	
ジャムコ	9,200	1,493.00	13,735,600	
テルモ	945,100	2,599.50	2,456,787,450	
クリエートメディック	1,800	990.00	1,782,000	
日機装	39,500	1,161.00	45,859,500	
日本エム・ディ・エム	13,400	677.00	9,071,800	
島津製作所	225,200	4,020.00	905,304,000	
J M S	15,700	540.00	8,478,000	
長野計器	12,300	2,976.00	36,604,800	
ブイ・テクノロジー	8,900	3,095.00	27,545,500	
東京計器	13,000	3,290.00	42,770,000	
愛知時計電機	7,300	2,320.00	16,936,000	
インターラクション	10,200	1,657.00	16,901,400	
オーバル	4,900	465.00	2,278,500	
東京精密	34,700	12,425.00	431,147,500	
マニー	67,800	1,912.50	129,667,500	
ニコン	245,100	1,615.00	395,836,500	
トプコン	82,400	1,772.00	146,012,800	
オリンパス	970,600	2,579.00	2,503,177,400	
理研計器	24,000	3,920.00	94,080,000	
タムロン	10,400	8,400.00	87,360,000	
H O Y A	333,700	18,805.00	6,275,228,500	
シード	3,400	560.00	1,904,000	

ノーリツ鋼機	16,100	4,355.00	70,115,500	
A&Dホロンホールディングス	24,700	2,787.00	68,838,900	
朝日インテック	206,700	2,217.00	458,253,900	
シチズン時計	156,000	1,034.00	161,304,000	
リズム	1,300	3,900.00	5,070,000	
大研医器	4,800	549.00	2,635,200	
メニコン	58,300	1,327.50	77,393,250	
シンシア	700	455.00	318,500	
松風	7,700	4,635.00	35,689,500	
セイコーグループ	23,600	4,820.00	113,752,000	
ニプロ	141,300	1,264.00	178,603,200	
KYORITSU	8,300	169.00	1,402,700	
中本パックス	1,800	1,649.00	2,968,200	
パラマウントベッドホールディングス	35,200	2,770.00	97,504,000	
トランザクション	11,200	1,974.00	22,108,800	
粧美堂	1,500	555.00	832,500	
ニホンフラッシュ	15,900	918.00	14,596,200	
前田工織	15,100	3,310.00	49,981,000	
永大産業	6,600	248.00	1,636,800	
アートネイチャー	15,300	847.00	12,959,100	
フルヤ金属	5,400	12,890.00	69,606,000	
バンダイナムコホールディングス	464,400	3,084.00	1,432,209,600	
アイフィスジャパン	1,500	617.00	925,500	
SHOEI	47,700	2,029.00	96,783,300	
フランスペッドホールディングス	21,900	1,223.00	26,783,700	
パイロットコーポレーション	23,900	4,253.00	101,646,700	
萩原工業	11,300	1,558.00	17,605,400	
フジシールインターナショナル	34,300	2,490.00	85,407,000	
タカラトミー	77,200	3,106.00	239,783,200	
広済堂ホールディングス	49,300	595.00	29,333,500	
エステールホールディングス	1,300	655.00	851,500	
タカノ	2,100	913.00	1,917,300	
プロネクサス	17,600	1,312.00	23,091,200	
ホクシン	4,300	120.00	516,000	
ウッドワン	2,000	947.00	1,894,000	
TOPPANホールディングス	208,400	4,360.00	908,624,000	

大日本印刷	175,800	5,273.00	926,993,400	
共同印刷	4,800	3,930.00	18,864,000	
N I S S H A	29,000	2,045.00	59,305,000	
光村印刷	500	1,609.00	804,500	
TAKARA & COMPANY	10,000	3,135.00	31,350,000	
アシックス	144,400	9,747.00	1,407,466,800	
ツツミ	4,000	2,187.00	8,748,000	
ローランド	12,500	4,175.00	52,187,500	
小松ウォール工業	6,900	3,295.00	22,735,500	
ヤマハ	106,900	3,735.00	399,271,500	
河合楽器製作所	5,100	3,245.00	16,549,500	
クリナップ	16,600	729.00	12,101,400	
ビジョン	108,000	1,546.00	166,968,000	
キングジム	15,000	878.00	13,170,000	
リンテック	34,000	3,325.00	113,050,000	
イトーキ	32,300	1,665.00	53,779,500	
任天堂	1,070,300	8,632.00	9,238,829,600	
三菱鉛筆	24,100	2,468.00	59,478,800	
タカラスタンダード	34,700	1,715.00	59,510,500	
コクヨ	69,300	2,706.50	187,560,450	
ナカバヤシ	18,300	548.00	10,028,400	
グローブライド	15,200	2,182.00	33,166,400	
オカムラ	51,000	2,187.00	111,537,000	
美津濃	16,800	8,070.00	135,576,000	
東京電力ホールディングス	1,528,200	863.80	1,320,059,160	
中部電力	624,700	1,913.00	1,195,051,100	
関西電力	654,600	2,700.00	1,767,420,000	
中国電力	294,500	1,084.00	319,238,000	
北陸電力	173,300	1,029.00	178,325,700	
東北電力	446,300	1,441.00	643,118,300	
四国電力	157,900	1,384.00	218,533,600	
九州電力	390,800	1,660.00	648,728,000	
北海道電力	163,800	1,267.00	207,534,600	
沖縄電力	43,300	1,115.00	48,279,500	
電源開発	139,300	2,516.50	350,548,450	
エフオン	12,300	419.00	5,153,700	

イーレックス	30,200	713.00	21,532,600	
レノバ	45,200	1,021.00	46,149,200	
東京瓦斯	330,000	3,516.00	1,160,280,000	
大阪瓦斯	337,800	3,500.00	1,182,300,000	
東邦瓦斯	73,400	3,948.00	289,783,200	
北海道瓦斯	10,100	3,515.00	35,501,500	
広島ガス	35,800	393.00	14,069,400	
西部ガスホールディングス	17,700	2,015.00	35,665,500	
静岡ガス	33,800	960.00	32,448,000	
メタウォーター	20,300	1,950.00	39,585,000	
S B S ホールディングス	15,100	2,689.00	40,603,900	
東武鉄道	186,200	2,711.00	504,788,200	
相鉄ホールディングス	60,700	2,444.00	148,350,800	
東急	475,400	1,795.50	853,580,700	
京浜急行電鉄	209,800	1,170.00	245,466,000	
小田急電鉄	280,300	1,558.00	436,707,400	
京王電鉄	81,500	3,690.00	300,735,000	
京成電鉄	109,300	5,248.00	573,606,400	
富士急行	20,900	3,100.00	64,790,000	
東日本旅客鉄道	934,400	2,652.00	2,478,028,800	
西日本旅客鉄道	402,200	2,954.50	1,188,299,900	
東海旅客鉄道	653,000	3,431.00	2,240,443,000	
西武ホールディングス	205,100	2,209.00	453,065,900	
鴻池運輸	28,900	2,413.00	69,735,700	
西日本鉄道	45,300	2,537.00	114,926,100	
ハマキヨウレックス	14,500	4,355.00	63,147,500	
サカイ引越センター	18,800	2,592.00	48,729,600	
近鉄グループホールディングス	169,200	3,455.00	584,586,000	
阪急阪神ホールディングス	225,700	4,209.00	949,971,300	
南海電気鉄道	75,500	2,665.00	201,207,500	
京阪ホールディングス	93,300	2,882.50	268,937,250	
神戸電鉄	4,600	2,746.00	12,631,600	
名古屋鉄道	174,600	1,745.50	304,764,300	
山陽電気鉄道	12,700	2,099.00	26,657,300	
アルプス物流	13,500	5,720.00	77,220,000	
ヤマトホールディングス	205,700	1,788.50	367,894,450	

山九	40,800	5,468.00	223,094,400	
丸運	3,300	372.00	1,227,600	
丸全昭和運輸	10,500	5,330.00	55,965,000	
センコーグループホールディングス	89,600	1,137.00	101,875,200	
トナミホールディングス	3,700	6,290.00	23,273,000	
ニッコンホールディングス	52,100	3,538.00	184,329,800	
日本石油輸送	600	3,020.00	1,812,000	
福山通運	19,300	3,845.00	74,208,500	
セイノーホールディングス	95,200	2,137.50	203,490,000	
エスライングループ本社	1,600	1,656.00	2,649,600	
神奈川中央交通	4,800	3,095.00	14,856,000	
A Z - C O M 丸和ホールディングス	43,300	1,220.00	52,826,000	
C & F ロジホールディングス	16,300	5,730.00	93,399,000	
九州旅客鉄道	119,700	3,468.00	415,119,600	
S G ホールディングス	284,200	1,493.00	424,310,600	
N I P P O N E X P R E S S ホールディングス	57,400	7,579.00	435,034,600	
日本郵船	438,500	4,649.00	2,038,586,500	
商船三井	367,700	4,868.00	1,789,963,600	
川崎汽船	408,100	2,289.00	934,140,900	
N S ユナイテッド海運	9,200	4,965.00	45,678,000	
飯野海運	62,600	1,278.00	80,002,800	
共栄タンカー	1,600	1,309.00	2,094,400	
乾汽船	20,400	1,181.00	24,092,400	
日本航空	415,700	2,575.00	1,070,427,500	
AN A ホールディングス	460,500	2,975.50	1,370,217,750	
バスコ	1,100	1,786.00	1,964,600	
トランコム	4,900	6,500.00	31,850,000	
日新	12,900	4,700.00	60,630,000	
三菱倉庫	40,400	5,375.00	217,150,000	
三井倉庫ホールディングス	15,800	4,760.00	75,208,000	
住友倉庫	45,200	2,590.00	117,068,000	
滋澤倉庫	7,700	3,150.00	24,255,000	
東陽倉庫	1,500	1,531.00	2,296,500	
日本トランスシティ	34,100	1,067.00	36,384,700	
ケイヒン	1,000	2,303.00	2,303,000	

中央倉庫	9,100	1,285.00	11,693,500	
川西倉庫	1,000	1,193.00	1,193,000	
安田倉庫	11,500	1,618.00	18,607,000	
ファイズホールディングス	800	1,135.00	908,000	
東洋埠頭	1,600	1,380.00	2,208,000	
上組	78,200	3,272.00	255,870,400	
サンリツ	1,400	897.00	1,255,800	
キムラユニティー	2,700	1,714.00	4,627,800	
キューソー流通システム	8,700	1,666.00	14,494,200	
東海運	3,300	296.00	976,800	
エーアイティー	10,600	1,876.00	19,885,600	
内外トランスライン	6,800	2,879.00	19,577,200	
日本コンセプト	6,200	1,834.00	11,370,800	
NECネットエスアイ	66,300	2,370.00	157,131,000	
クロスキャット	10,800	1,429.00	15,433,200	
システナ	257,300	309.00	79,505,700	
デジタルアーツ	10,800	4,255.00	45,954,000	
日鉄ソリューションズ	29,000	5,360.00	155,440,000	
キューブシステム	9,000	1,195.00	10,755,000	
コア	7,500	1,973.00	14,797,500	
手間いらす	2,900	3,170.00	9,193,000	
ラクーンホールディングス	12,700	563.00	7,150,100	
ソリトンシステムズ	8,800	1,238.00	10,894,400	
ソフトクリエイトホールディングス	14,000	1,990.00	27,860,000	
T I S	179,700	3,088.00	554,913,600	
テクミラホールディングス	2,600	396.00	1,029,600	
グリー	57,000	538.00	30,666,000	
GMOペパボ	2,100	1,510.00	3,171,000	
コーニーテクモホールディングス	106,600	1,405.00	149,773,000	
三菱総合研究所	8,300	4,920.00	40,836,000	
電算	700	1,495.00	1,046,500	
AGS	2,300	1,080.00	2,484,000	
ファインデックス	13,500	1,009.00	13,621,500	
ブレインパッド	14,200	1,073.00	15,236,600	
K L a b	31,300	233.00	7,292,900	
ポールトゥワインホールディングス	29,100	503.00	14,637,300	

ネクソン	373,000	2,951.00	1,100,723,000	
アイスタイル	56,800	492.00	27,945,600	
エムアップホールディングス	20,800	1,425.00	29,640,000	
エイチーム	11,300	743.00	8,395,900	
エニグモ	21,700	332.00	7,204,400	
テクノスジャパン	5,000	698.00	3,490,000	
コロプラ	57,800	635.00	36,703,000	
ブロードリーフ	80,700	567.00	45,756,900	
クロス・マーケティンググループ	2,700	600.00	1,620,000	
デジタルハーツホールディングス	10,600	1,055.00	11,183,000	
メディアドゥ	7,700	1,504.00	11,580,800	
じげん	49,600	599.00	29,710,400	
ブイキューブ	20,500	252.00	5,166,000	
エンカレッジ・テクノロジ	1,300	656.00	852,800	
サイバーリンクス	2,200	817.00	1,797,400	
フィックスターズ	17,100	1,936.00	33,105,600	
CARTA HOLDINGS	8,000	1,636.00	13,088,000	
オプティム	17,500	681.00	11,917,500	
セレス	6,900	1,650.00	11,385,000	
S H I F T	11,300	14,260.00	161,138,000	
ティーガイア	17,800	2,865.00	50,997,000	
セック	2,300	4,395.00	10,108,500	
テクマトリックス	31,100	1,948.00	60,582,800	
プロシップ	8,200	1,363.00	11,176,600	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	44,300	2,732.00	121,027,600	
GMOペイメントゲートウェイ	38,800	8,645.00	335,426,000	
ザッパラス	1,300	444.00	577,200	
システムリサーチ	11,700	1,660.00	19,422,000	
インターネットイニシアティブ	81,300	2,331.50	189,550,950	
さくらインターネット	19,100	4,200.00	80,220,000	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	5,200	3,060.00	15,912,000	
S R Aホールディングス	8,700	4,265.00	37,105,500	
システムインテグレータ	1,700	370.00	629,000	
朝日ネット	18,300	672.00	12,297,600	
e B A S E	23,900	715.00	17,088,500	
アバントグループ	21,500	1,367.00	29,390,500	

アドソル日進	7,200	1,900.00	13,680,000	
ODKソリューションズ	1,100	578.00	635,800	
フリービット	7,400	1,281.00	9,479,400	
コムチュア	24,500	1,783.00	43,683,500	
アステリア	13,300	566.00	7,527,800	
イル	9,500	2,441.00	23,189,500	
マークライズ	9,200	3,055.00	28,106,000	
メディカル・データ・ビジョン	20,300	581.00	11,794,300	
g u m i	27,600	334.00	9,218,400	
ショーケース	1,300	311.00	404,300	
モバイルファクトリー	1,200	650.00	780,000	
テラスカイ	7,400	2,011.00	14,881,400	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	8,900	1,900.00	16,910,000	
P C I ホールディングス	2,300	972.00	2,235,600	
アイビーシー	900	467.00	420,300	
ネオジャパン	5,700	1,689.00	9,627,300	
PR TIMES	3,400	1,878.00	6,385,200	
ラクス	80,400	2,057.50	165,423,000	
ランドコンピュータ	2,700	822.00	2,219,400	
ダブルスタンダード	5,200	1,718.00	8,933,600	
オープンドア	9,900	647.00	6,405,300	
アカツキ	8,300	2,441.00	20,260,300	
ベネフィットジャパン	400	1,280.00	512,000	
U b i c o m ホールディングス	5,300	1,286.00	6,815,800	
カナミックネットワーク	21,400	559.00	11,962,600	
ノムラシステムコーポレーション	6,200	132.00	818,400	
チェンジホールディングス	37,000	1,228.00	45,436,000	
シンクロ・フード	3,600	524.00	1,886,400	
オークネット	6,300	2,740.00	17,262,000	
キャピタル・アセット・プランニング	1,100	864.00	950,400	
セグエグループ	5,200	597.00	3,104,400	
エイトレッド	900	1,628.00	1,465,200	
マクロミル	33,400	866.00	28,924,400	
ビーグリー	1,200	1,096.00	1,315,200	
オロ	6,200	2,609.00	16,175,800	
ユーザーローカル	7,200	2,018.00	14,529,600	

テモナ	1,400	213.00	298,200	
ニーズウェル	6,200	391.00	2,424,200	
マネーフォワード	38,000	5,254.00	199,652,000	
サインポスト	2,200	691.00	1,520,200	
Sun Asterisk	12,100	865.00	10,466,500	
プラスアルファ・コンサルティング	21,400	1,913.00	40,938,200	
電算システムホールディングス	7,500	2,714.00	20,355,000	
Appier Group	58,200	1,211.00	70,480,200	
ビジョナル	19,900	7,100.00	141,290,000	
ソルクシーズ	4,600	322.00	1,481,200	
フェイス	1,600	454.00	726,400	
プロトコルボレーション	18,600	1,483.00	27,583,800	
ハイマックス	5,300	1,400.00	7,420,000	
野村総合研究所	368,200	4,524.00	1,665,736,800	
C E ホールディングス	2,700	585.00	1,579,500	
日本システム技術	14,200	1,696.00	24,083,200	
インテージホールディングス	19,200	1,510.00	28,992,000	
東邦システムサイエンス	7,100	1,594.00	11,317,400	
ソースネクスト	77,900	209.00	16,281,100	
インフォコム	21,900	6,050.00	132,495,000	
シンプレクス・ホールディングス	25,800	2,830.00	73,014,000	
HEROZ	6,700	1,223.00	8,194,100	
ラクスル	41,100	958.00	39,373,800	
メルカリ	82,900	1,967.00	163,064,300	
I P S	4,900	2,101.00	10,294,900	
F I G	6,500	356.00	2,314,000	
システムサポート	6,600	1,853.00	12,229,800	
イーソル	12,300	962.00	11,832,600	
東海ソフト	900	1,298.00	1,168,200	
ウイングアーク 1 s t	17,700	2,719.00	48,126,300	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	5,700	951.00	5,420,700	
サーバーワークス	3,500	3,190.00	11,165,000	
東名	600	2,493.00	1,495,800	
ヴィッツ	600	815.00	489,000	
トビラシステムズ	1,600	803.00	1,284,800	

S a n s a n	55,800	1,741.00	97,147,800	
L i n k - U グループ	1,100	590.00	649,000	
ギフティ	14,900	1,105.00	16,464,500	
メドレー	22,800	3,590.00	81,852,000	
ベース	6,000	2,861.00	17,166,000	
J M D C	29,000	3,357.00	97,353,000	
フォーカスシステムズ	11,400	1,245.00	14,193,000	
クレスコ	14,000	2,574.00	36,036,000	
フジ・メディア・ホールディングス	163,300	1,846.00	301,451,800	
オービック	56,800	20,625.00	1,171,500,000	
ジャストシステム	24,400	2,948.00	71,931,200	
T D C ソフト	31,900	1,218.00	38,854,200	
L I N E ヤフー	2,420,900	391.30	947,298,170	
トレンドマイクロ	80,400	6,440.00	517,776,000	
I D ホールディングス	11,500	1,474.00	16,951,000	
日本オラクル	32,500	11,755.00	382,037,500	
アルファシステムズ	4,500	3,145.00	14,152,500	
フューチャー	36,300	1,524.00	55,321,200	
C A C H o l d i n g s	9,100	1,960.00	17,836,000	
トーセ	1,600	693.00	1,108,800	
オービックビジネスコンサルタント	23,900	6,590.00	157,501,000	
アイティフォー	21,800	1,413.00	30,803,400	
東計電算	4,700	3,885.00	18,259,500	
エックスネット	800	1,483.00	1,186,400	
大塚商会	168,600	3,039.00	512,375,400	
サイボウズ	23,400	2,040.00	47,736,000	
電通総研	20,700	5,220.00	108,054,000	
A C C E S S	17,700	1,297.00	22,956,900	
デジタルガレージ	27,200	2,453.00	66,721,600	
E M システムズ	28,400	621.00	17,636,400	
ウェザーニューズ	5,300	4,665.00	24,724,500	
C I J	42,400	476.00	20,182,400	
ビジネスエンジニアリング	3,600	3,655.00	13,158,000	
日本エンタープライズ	5,900	139.00	820,100	
WOWOW	12,800	1,118.00	14,310,400	
スカラ	15,800	715.00	11,297,000	

インテリジェント ウェイブ	3,000	1,096.00	3,288,000	
ANYCOLOR	24,100	2,766.00	66,660,600	
I M A G I C A G R O U P	17,100	556.00	9,507,600	
ネットワンシステムズ	66,200	2,911.00	192,708,200	
システムソフト	59,400	66.00	3,920,400	
アルゴグラフィックス	15,600	4,850.00	75,660,000	
マーベラス	27,600	650.00	17,940,000	
エイベックス	29,000	1,324.00	38,396,000	
B I P R O G Y	55,600	4,354.00	242,082,400	
都築電気	9,000	2,396.00	21,564,000	
T B S ホールディングス	85,500	4,060.00	347,130,000	
日本テレビホールディングス	150,500	2,328.50	350,439,250	
朝日放送グループホールディングス	15,900	681.00	10,827,900	
テレビ朝日ホールディングス	41,300	2,164.00	89,373,200	
スカパーJ S A T ホールディングス	132,100	859.00	113,473,900	
テレビ東京ホールディングス	12,200	3,790.00	46,238,000	
日本B S 放送	2,000	929.00	1,858,000	
ビジョン	25,400	1,217.00	30,911,800	
スマートバリュー	1,600	390.00	624,000	
U-NEXT HOLDINGS	19,100	4,475.00	85,472,500	
ワイヤレスゲート	2,500	234.00	585,000	
日本通信	167,500	191.00	31,992,500	
クロップス	700	1,146.00	802,200	
日本電信電話	50,576,200	150.90	7,631,948,580	
KDDI	1,313,900	4,260.00	5,597,214,000	
ソフトバンク	2,714,800	1,980.00	5,375,304,000	
光通信	17,100	29,680.00	507,528,000	
エムティーアイ	11,700	936.00	10,951,200	
GMOインターネットグループ	62,300	2,468.00	153,756,400	
ファイバーゲート	9,200	1,136.00	10,451,200	
アイドマーマーケティングコミュニケーション	1,600	231.00	369,600	
KADOKAWA	89,900	2,846.50	255,900,350	
学研ホールディングス	31,100	1,030.00	32,033,000	
ゼンリン	29,100	956.00	27,819,600	
昭文社ホールディングス	2,400	371.00	890,400	
インプレスホールディングス	5,700	164.00	934,800	

アイネット	10,300	2,140.00	22,042,000	
松竹	8,800	9,451.00	83,168,800	
東宝	94,600	4,647.00	439,606,200	
東映	28,100	3,805.00	106,920,500	
N T Tデータグループ	444,600	2,382.50	1,059,259,500	
ピー・シー・エー	9,800	2,468.00	24,186,400	
ビジネスブレイン太田昭和	6,700	2,233.00	14,961,100	
D T S	35,600	4,240.00	150,944,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	77,700	4,803.00	373,193,100	
シーイーシー	21,500	2,147.00	46,160,500	
カプコン	304,100	3,029.00	921,118,900	
アイ・エス・ビー	8,700	1,426.00	12,406,200	
S C S K	119,000	3,160.00	376,040,000	
N S W	7,600	3,315.00	25,194,000	
アイネス	13,300	1,835.00	24,405,500	
T K C	30,300	3,385.00	102,565,500	
富士ソフト	34,200	6,890.00	235,638,000	
N S D	60,000	3,085.00	185,100,000	
コナミグループ	63,700	11,235.00	715,669,500	
福井コンピュータホールディングス	10,500	2,567.00	26,953,500	
J B C C ホールディングス	11,300	3,570.00	40,341,000	
ミロク情報サービス	15,500	1,958.00	30,349,000	
ソフトバンクグループ	838,700	9,938.00	8,335,000,600	
リョーサン菱洋ホールディングス	33,700	2,999.00	101,066,300	
高千穂交易	6,400	3,930.00	25,152,000	
オルバヘルスケアホールディングス	1,000	2,147.00	2,147,000	
伊藤忠食品	4,000	7,190.00	28,760,000	
エレマテック	16,100	1,982.00	31,910,200	
あらた	27,400	3,550.00	97,270,000	
トーメンデバイス	2,600	7,670.00	19,942,000	
東京エレクトロン デバイス	17,900	4,305.00	77,059,500	
円谷フィールズホールディングス	30,800	1,641.00	50,542,800	
双日	199,700	3,908.00	780,427,600	
アルフレッサ ホールディングス	180,000	2,210.00	397,800,000	
横浜冷凍	45,400	1,044.00	47,397,600	
ラサ商事	8,200	1,785.00	14,637,000	

アルコニックス	23,600	1,557.00	36,745,200	
神戸物産	138,800	3,560.00	494,128,000	
ハイパー	1,400	329.00	460,600	
あい ホールディングス	28,700	2,432.00	69,798,400	
ディープイエックス	1,600	1,004.00	1,606,400	
ダイワボウホールディングス	79,400	2,819.50	223,868,300	
マクニカホールディングス	42,400	6,705.00	284,292,000	
ラクト・ジャパン	7,000	2,823.00	19,761,000	
グリムス	7,600	2,560.00	19,456,000	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	27,200	1,417.00	38,542,400	
八洲電機	14,500	1,766.00	25,607,000	
メディアスホールディングス	10,400	988.00	10,275,200	
レスター	15,300	3,200.00	48,960,000	
ジオリーブグループ	1,400	1,194.00	1,671,600	
大光	3,100	610.00	1,891,000	
O C H I ホールディングス	1,400	1,478.00	2,069,200	
TOKA I ホールディングス	97,400	974.00	94,867,600	
黒谷	1,600	716.00	1,145,600	
C o m i n i x	1,200	909.00	1,090,800	
三洋貿易	18,400	1,630.00	29,992,000	
ビューティガレージ	5,700	1,580.00	9,006,000	
ワイン・パートナーズ	11,600	1,218.00	14,128,800	
ミタチ産業	1,700	1,123.00	1,909,100	
シップヘルスケアホールディングス	64,500	2,311.50	149,091,750	
明治電機工業	6,700	1,887.00	12,642,900	
デリカフーズホールディングス	2,600	570.00	1,482,000	
スターティアホールディングス	1,600	2,220.00	3,552,000	
コメダホールディングス	44,000	2,745.00	120,780,000	
ピーバンドットコム	800	375.00	300,000	
アセンテック	6,900	565.00	3,898,500	
富士興産	1,700	1,769.00	3,007,300	
協栄産業	600	2,879.00	1,727,400	
フルサト・マルカホールディングス	16,000	2,159.00	34,544,000	
ヤマエグループホールディングス	15,800	2,495.00	39,421,000	
小野建	17,900	1,677.00	30,018,300	
南陽	2,400	1,134.00	2,721,600	

佐鳥電機	11,300	2,011.00	22,724,300	
エコートレーディング	1,200	1,382.00	1,658,400	
伯東	10,300	5,100.00	52,530,000	
コンドーテック	13,800	1,418.00	19,568,400	
中山福	3,200	377.00	1,206,400	
ナガイレーベン	22,700	2,597.00	58,951,900	
三菱食品	16,600	5,450.00	90,470,000	
松田産業	13,700	2,905.00	39,798,500	
第一興商	69,400	1,661.50	115,308,100	
メディパルホールディングス	182,400	2,449.00	446,697,600	
SPK	8,000	2,313.00	18,504,000	
萩原電気ホールディングス	7,700	3,960.00	30,492,000	
アズワン	55,600	2,834.00	157,570,400	
スズデン	6,300	1,963.00	12,366,900	
尾家産業	1,400	2,128.00	2,979,200	
シモジマ	12,000	1,367.00	16,404,000	
ドウシシャ	16,600	2,300.00	38,180,000	
小津産業	1,300	1,627.00	2,115,100	
高速	10,700	2,430.00	26,001,000	
たけびし	6,900	2,202.00	15,193,800	
リックス	4,100	3,055.00	12,525,500	
丸文	16,000	1,263.00	20,208,000	
ハピネット	15,300	3,365.00	51,484,500	
橋本総業ホールディングス	7,100	1,350.00	9,585,000	
日本ライフライン	48,000	1,130.00	54,240,000	
タカショ一	15,700	540.00	8,478,000	
IDOM	47,500	1,448.00	68,780,000	
進和	11,000	2,905.00	31,955,000	
エスケイジャパン	1,500	843.00	1,264,500	
ダイトロン	7,100	2,953.00	20,966,300	
シークス	25,600	1,323.00	33,868,800	
田中商事	1,700	822.00	1,397,400	
オーハシテクニカ	9,400	1,831.00	17,211,400	
白銅	5,000	2,873.00	14,365,000	
ダイコー通産	600	1,215.00	729,000	
伊藤忠商事	1,205,700	7,615.00	9,181,405,500	

丸紅	1,487,800	2,965.00	4,411,327,000	
高島	4,000	1,052.00	4,208,000	
長瀬産業	82,200	3,029.00	248,983,800	
蝶理	11,200	3,510.00	39,312,000	
豊田通商	157,100	9,538.00	1,498,419,800	
三共生興	24,900	743.00	18,500,700	
兼松	75,000	2,642.00	198,150,000	
ツカモトコーポレーション	800	1,201.00	960,800	
三井物産	1,342,800	7,446.00	9,998,488,800	
日本紙パルプ商事	8,600	6,000.00	51,600,000	
カメイ	19,100	2,415.00	46,126,500	
東都水産	500	6,530.00	3,265,000	
OUGホールディングス	900	2,735.00	2,461,500	
スターゼン	12,400	3,030.00	37,572,000	
山善	54,400	1,433.00	77,955,200	
椿本興業	11,100	2,258.00	25,063,800	
住友商事	1,085,600	3,969.00	4,308,746,400	
内田洋行	7,300	8,210.00	59,933,000	
三菱商事	3,442,500	3,165.00	10,895,512,500	
第一実業	16,900	2,397.00	40,509,300	
キヤノンマーケティングジャパン	41,600	4,501.00	187,241,600	
西華産業	7,000	4,515.00	31,605,000	
佐藤商事	12,500	1,695.00	21,187,500	
東京産業	16,400	719.00	11,791,600	
ユアサ商事	14,000	5,630.00	78,820,000	
神鋼商事	4,500	7,690.00	34,605,000	
トルク	4,300	233.00	1,001,900	
阪和興業	32,200	6,160.00	198,352,000	
正栄食品工業	11,900	4,690.00	55,811,000	
カナデン	13,500	1,680.00	22,680,000	
RYODEN	14,500	2,746.00	39,817,000	
岩谷産業	40,800	9,684.00	395,107,200	
ナイス	1,800	1,885.00	3,393,000	
ニチモウ	1,900	2,183.00	4,147,700	
極東貿易	10,700	1,772.00	18,960,400	
アステナホールディングス	33,700	518.00	17,456,600	

三愛オブリ	41,900	2,057.00	86,188,300	
稻畑産業	35,500	3,520.00	124,960,000	
G S I クレオス	9,600	2,250.00	21,600,000	
明和産業	21,200	736.00	15,603,200	
クワザワホールディングス	2,100	825.00	1,732,500	
ワキタ	29,700	1,724.00	51,202,800	
東邦ホールディングス	48,500	4,169.00	202,196,500	
サンゲツ	41,300	3,010.00	124,313,000	
ミツウロコグループホールディングス	22,900	1,661.00	38,036,900	
シナネンホールディングス	5,000	4,960.00	24,800,000	
伊藤忠エネクス	44,500	1,515.00	67,417,500	
サンリオ	145,700	2,850.00	415,245,000	
サンワテクノス	9,200	2,290.00	21,068,000	
新光商事	24,100	947.00	22,822,700	
トーホー	7,000	3,805.00	26,635,000	
三信電気	7,200	2,200.00	15,840,000	
東陽テクニカ	16,600	1,718.00	28,518,800	
モスフードサービス	26,400	3,645.00	96,228,000	
加賀電子	16,400	5,670.00	92,988,000	
ソーダニッカ	17,100	1,142.00	19,528,200	
立花エレテック	11,900	3,095.00	36,830,500	
フォーバル	7,000	1,489.00	10,423,000	
P A L T A C	24,200	4,459.00	107,907,800	
三谷産業	31,400	373.00	11,712,200	
西本W i s m e t t a c ホールディングス	4,600	4,325.00	19,895,000	
ヤマシタヘルスケアホールディングス	500	2,663.00	1,331,500	
コーナー商事ホールディングス	12,600	708.00	8,920,800	
K P P グループホールディングス	46,500	814.00	37,851,000	
ヤマタネ	7,900	2,888.00	22,815,200	
丸紅建材リース	500	3,145.00	1,572,500	
泉州電業	11,100	5,310.00	58,941,000	
トラスコ中山	37,700	2,478.00	93,420,600	
オートバックスセブン	62,400	1,554.50	97,000,800	
モリト	12,900	1,514.00	19,530,600	
加藤産業	22,200	4,315.00	95,793,000	
北恵	1,500	886.00	1,329,000	

イエローハット	28,500	2,284.00	65,094,000	
J Kホールディングス	13,800	1,025.00	14,145,000	
日伝	11,800	3,560.00	42,008,000	
北沢産業	3,600	351.00	1,263,600	
杉本商事	8,700	2,513.00	21,863,100	
因幡電機産業	46,500	3,920.00	182,280,000	
東テク	18,000	2,494.00	44,892,000	
ミスミグループ本社	270,900	2,826.00	765,563,400	
アルテック	3,200	274.00	876,800	
タキヒヨー	1,400	1,222.00	1,710,800	
蔵王産業	1,100	2,570.00	2,827,000	
スズケン	64,100	4,935.00	316,333,500	
ジェコス	10,700	1,006.00	10,764,200	
サンエー	13,800	4,970.00	68,586,000	
カワチ薬品	14,200	2,950.00	41,890,000	
エービーシー・マート	78,600	2,912.00	228,883,200	
ハードオフコーポレーション	7,300	2,080.00	15,184,000	
アスクル	43,500	2,226.00	96,831,000	
ゲオホールディングス	20,300	1,662.00	33,738,600	
アダストリア	21,800	3,675.00	80,115,000	
くら寿司	21,100	4,375.00	92,312,500	
キャンドゥ	6,500	3,360.00	21,840,000	
I Kホールディングス	2,900	374.00	1,084,600	
パルグループホールディングス	35,400	1,829.00	64,746,600	
エディオン	71,200	1,605.00	114,276,000	
サーラコーポレーション	38,100	875.00	33,337,500	
ワッツ	3,000	702.00	2,106,000	
ハローズ	8,200	4,540.00	37,228,000	
あみやき亭	4,400	6,190.00	27,236,000	
大黒天物産	5,600	8,400.00	47,040,000	
ハニーズホールディングス	16,100	1,603.00	25,808,300	
ファーマライズホールディングス	1,900	639.00	1,214,100	
アルペン	15,000	2,041.00	30,615,000	
ハブ	2,400	876.00	2,102,400	
クオールホールディングス	24,900	1,484.00	36,951,600	
ジンズホールディングス	13,800	3,950.00	54,510,000	

ビックカメラ	107,600	1,559.00	167,748,400	
DCMホールディングス	93,100	1,466.00	136,484,600	
MonotaRO	254,500	1,866.50	475,024,250	
東京一番フーズ	2,400	517.00	1,240,800	
きちりホールディングス	1,700	920.00	1,564,000	
J. フロント リテイリング	206,100	1,641.00	338,210,100	
ドトール・日レスホールディングス	32,000	2,223.00	71,136,000	
マツキヨココカラ&カンパニー	326,500	2,302.50	751,766,250	
ブロンコビリー	10,600	3,875.00	41,075,000	
ZOZO	114,400	3,971.00	454,282,400	
トレジャー・ファクトリー	11,300	1,840.00	20,792,000	
物語コーポレーション	30,100	3,450.00	103,845,000	
三越伊勢丹ホールディングス	297,000	2,906.00	863,082,000	
Hamee	7,500	1,164.00	8,730,000	
マーケットエンタープライズ	1,000	994.00	994,000	
ウエルシアホールディングス	93,200	2,048.00	190,873,600	
クリエイトSDホールディングス	25,500	3,660.00	93,330,000	
丸善CHIホールディングス	8,000	344.00	2,752,000	
ミサワ	1,800	624.00	1,123,200	
ティーライフ	1,100	1,424.00	1,566,400	
チムニー	1,800	1,347.00	2,424,600	
シュッピン	16,500	1,382.00	22,803,000	
オイシックス・ラ・大地	24,400	1,241.00	30,280,400	
ネクステージ	41,100	2,438.00	100,201,800	
ジョイフル本田	52,300	2,197.00	114,903,100	
エターナルホスピタリティグループ	6,700	3,670.00	24,589,000	
ホットランド	13,900	2,550.00	35,445,000	
すかいらーくホールディングス	245,400	2,239.50	549,573,300	
SFPホールディングス	8,700	2,153.00	18,731,100	
綿半ホールディングス	14,100	1,755.00	24,745,500	
ヨシックスホールディングス	4,300	2,912.00	12,521,600	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	50,500	877.00	44,288,500	
ゴルフダイジェスト・オンライン	8,800	589.00	5,183,200	
BEE NOS	10,800	2,415.00	26,082,000	
あさひ	16,900	1,538.00	25,992,200	

日本調剤	12,100	1,481.00	17,920,100	
コスモス薬品	15,200	13,345.00	202,844,000	
トーエル	3,100	850.00	2,635,000	
セブン&アイ・ホールディングス	1,836,400	1,964.50	3,607,607,800	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	121,400	1,105.00	134,147,000	
ツルハホールディングス	37,700	9,620.00	362,674,000	
サンマルクホールディングス	14,600	2,212.00	32,295,200	
フェリシモ	1,700	937.00	1,592,900	
トリドールホールディングス	50,400	3,646.00	183,758,400	
TOKYO BASE	20,300	308.00	6,252,400	
ウイルプラスホールディングス	1,500	1,131.00	1,696,500	
JMホールディングス	13,700	2,913.00	39,908,100	
サツドラホールディングス	2,800	831.00	2,326,800	
アレンザホールディングス	13,700	1,138.00	15,590,600	
串カツ田中ホールディングス	5,000	1,696.00	8,480,000	
バロックジャパンリミテッド	14,400	808.00	11,635,200	
クスリのアオキホールディングス	54,100	3,143.00	170,036,300	
力の源ホールディングス	10,400	1,452.00	15,100,800	
FOOD & LIFE COMPANIES	95,800	2,703.50	258,995,300	
メディカルシステムネットワーク	20,000	582.00	11,640,000	
はるやまホールディングス	3,400	594.00	2,019,600	
ノジマ	52,200	1,590.00	82,998,000	
カッパ・クリエイト	28,200	1,735.00	48,927,000	
ライトオン	4,500	380.00	1,710,000	
良品計画	213,700	2,642.00	564,595,400	
パリミキホールディングス	8,300	399.00	3,311,700	
アドヴァングループ	15,800	974.00	15,389,200	
アルビス	6,000	2,646.00	15,876,000	
コナカ	7,000	278.00	1,946,000	
ハウス オブ ローゼ	1,000	1,587.00	1,587,000	
G-7ホールディングス	19,800	1,631.00	32,293,800	
イオン北海道	53,100	915.00	48,586,500	
コジマ	35,000	967.00	33,845,000	
ヒマラヤ	2,500	913.00	2,282,500	
コーナン商事	22,100	4,185.00	92,488,500	
エコス	6,800	2,310.00	15,708,000	

ワタミ	18,900	937.00	17,709,300	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	362,300	3,847.00	1,393,768,100	
西松屋チェーン	35,500	2,254.00	80,017,000	
ゼンショーホールディングス	91,400	6,045.00	552,513,000	
幸楽苑ホールディングス	13,300	1,373.00	18,260,900	
ハーカスレイ	2,200	799.00	1,757,800	
サイゼリヤ	26,600	5,400.00	143,640,000	
V T ホールディングス	70,700	510.00	36,057,000	
魚力	6,400	2,491.00	15,942,400	
フジ・コーポレーション	8,700	2,192.00	19,070,400	
ユナイテッドアローズ	21,300	1,927.00	41,045,100	
ハイディ日高	26,700	3,070.00	81,969,000	
YU-WA C r e a t i o n H o l d i n g s	5,700	137.00	780,900	
コロワイド	77,100	2,042.50	157,476,750	
壱番屋	71,200	1,105.00	78,676,000	
P L A N T	1,500	1,523.00	2,284,500	
スギホールディングス	108,600	2,380.50	258,522,300	
薬王堂ホールディングス	8,900	2,865.00	25,498,500	
スクロール	27,000	1,091.00	29,457,000	
ヨンドシーホールディングス	17,200	1,947.00	33,488,400	
木曽路	27,300	2,595.00	70,843,500	
S R S ホールディングス	29,900	1,355.00	40,514,500	
千趣会	33,000	326.00	10,758,000	
リテールパートナーズ	26,800	1,714.00	45,935,200	
上新電機	17,900	2,622.00	46,933,800	
日本瓦斯	95,200	2,358.50	224,529,200	
ロイヤルホールディングス	31,600	2,545.00	80,422,000	
いなげや	17,500	1,244.00	21,770,000	
チヨダ	17,500	937.00	16,397,500	
ライフコーポレーション	18,800	3,890.00	73,132,000	
リンガーハット	23,100	2,351.00	54,308,100	
M r M a x HD	23,100	680.00	15,708,000	
AOKI ホールディングス	38,700	1,344.00	52,012,800	
オークワ	25,900	962.00	24,915,800	
コメリ	27,700	3,535.00	97,919,500	

青山商事	38,600	1,488.00	57,436,800	
しまむら	42,200	7,565.00	319,243,000	
はせがわ	3,800	356.00	1,352,800	
高島屋	114,300	2,638.00	301,523,400	
松屋	30,500	1,081.00	32,970,500	
エイチ・ツー・オー リテイリング	79,400	2,333.00	185,240,200	
近鉄百貨店	7,900	2,270.00	17,933,000	
丸井グループ	119,100	2,267.00	269,999,700	
アクシアル リテイリング	49,300	1,054.00	51,962,200	
イオン	608,100	3,466.00	2,107,674,600	
イズミ	31,800	3,215.00	102,237,000	
平和堂	30,000	2,330.00	69,900,000	
フジ	27,600	2,017.00	55,669,200	
ヤオコー	21,300	9,634.00	205,204,200	
ゼビオホールディングス	24,600	1,150.00	28,290,000	
ケーズホールディングス	120,700	1,493.50	180,265,450	
Olympic グループ	3,300	546.00	1,801,800	
日産東京販売ホールディングス	9,400	496.00	4,662,400	
シルバーライフ	5,200	972.00	5,054,400	
Genky Drug Stores	15,800	2,801.00	44,255,800	
ナルミヤ・インターナショナル	1,200	1,383.00	1,659,600	
ブックオフグループホールディングス	12,000	1,568.00	18,816,000	
ギフトホールディングス	7,700	2,760.00	21,252,000	
AINホールディングス	24,800	6,114.00	151,627,200	
元気寿司	10,300	3,300.00	33,990,000	
ヤマダホールディングス	552,500	431.60	238,459,000	
アークランズ	53,500	1,939.00	103,736,500	
ニトリホールディングス	65,300	17,245.00	1,126,098,500	
グルメ杵屋	14,900	1,113.00	16,583,700	
愛眼	4,400	181.00	796,400	
ケーユーホールディングス	8,700	1,320.00	11,484,000	
吉野家ホールディングス	66,200	3,108.00	205,749,600	
松屋フーズホールディングス	8,500	6,020.00	51,170,000	
サガミホールディングス	27,100	1,685.00	45,663,500	
関西フードマーケット	12,300	2,403.00	29,556,900	
王将フードサービス	13,300	8,790.00	116,907,000	

ミニストップ	13,100	1,708.00	22,374,800	
アークス	33,000	2,917.00	96,261,000	
パローホールディングス	34,400	2,443.00	84,039,200	
ベルク	9,000	7,550.00	67,950,000	
大庄	10,000	1,253.00	12,530,000	
ファーストリテイリング	100,900	40,890.00	4,125,801,000	
サンドラッグ	60,600	4,076.00	247,005,600	
サックスバー ホールディングス	15,600	791.00	12,339,600	
ヤマザワ	1,500	1,307.00	1,960,500	
やまや	1,300	3,120.00	4,056,000	
ベルーナ	43,700	761.00	33,255,700	
いよぎんホールディングス	198,700	1,412.00	280,564,400	
しづおかフィナンシャルグループ	371,000	1,483.00	550,193,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	140,600	1,654.00	232,552,400	
楽天銀行	77,400	2,897.00	224,227,800	
京都フィナンシャルグループ	210,200	2,820.00	592,764,000	
島根銀行	1,600	562.00	899,200	
じもとホールディングス	4,900	379.00	1,857,100	
めぶきフィナンシャルグループ	773,700	609.40	471,492,780	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	21,400	4,715.00	100,901,000	
九州フィナンシャルグループ	323,100	931.70	301,032,270	
ゆうちょ銀行	1,834,800	1,489.50	2,732,934,600	
富山第一銀行	53,000	1,223.00	64,819,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	888,300	936.60	831,981,780	
西日本フィナンシャルホールディングス	93,400	1,971.00	184,091,400	
三十三フィナンシャルグループ	14,900	2,100.00	31,290,000	
第四北越フィナンシャルグループ	26,200	5,130.00	134,406,000	
ひろぎんホールディングス	237,600	1,219.50	289,753,200	
おきなわフィナンシャルグループ	14,200	2,569.00	36,479,800	
十六フィナンシャルグループ	21,600	4,675.00	100,980,000	
北國フィナンシャルホールディングス	17,600	5,250.00	92,400,000	
プロクレアホールディングス	19,100	1,904.00	36,366,400	
あいちフィナンシャルグループ	34,300	2,701.00	92,644,300	
あおぞら銀行	120,000	2,588.00	310,560,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,163,300	1,641.50	16,683,056,950	
りそなホールディングス	1,931,000	1,044.00	2,015,964,000	

三井住友トラスト・ホールディングス	599,700	3,694.00	2,215,291,800	
三井住友フィナンシャルグループ	1,168,700	10,350.00	12,096,045,000	
千葉銀行	465,300	1,406.50	654,444,450	
群馬銀行	324,000	1,004.50	325,458,000	
武蔵野銀行	23,300	3,250.00	75,725,000	
千葉興業銀行	35,500	1,005.00	35,677,500	
筑波銀行	73,300	320.00	23,456,000	
七十七銀行	48,600	4,315.00	209,709,000	
秋田銀行	11,200	2,678.00	29,993,600	
山形銀行	18,500	1,208.00	22,348,000	
岩手銀行	10,600	2,816.00	29,849,600	
東邦銀行	132,100	322.00	42,536,200	
東北銀行	2,700	1,225.00	3,307,500	
ふくおかフィナンシャルグループ	145,400	4,262.00	619,694,800	
スルガ銀行	125,000	1,042.00	130,250,000	
八十二銀行	358,300	1,029.50	368,869,850	
山梨中央銀行	18,700	2,049.00	38,316,300	
大垣共立銀行	31,800	2,231.00	70,945,800	
福井銀行	14,900	2,208.00	32,899,200	
清水銀行	6,600	1,692.00	11,167,200	
富山銀行	900	1,783.00	1,604,700	
滋賀銀行	27,800	4,175.00	116,065,000	
南都銀行	25,100	3,515.00	88,226,500	
百五銀行	157,100	678.00	106,513,800	
紀陽銀行	59,700	1,869.00	111,579,300	
ほくほくフィナンシャルグループ	103,300	2,096.00	216,516,800	
山陰合同銀行	104,500	1,370.00	143,165,000	
鳥取銀行	1,900	1,381.00	2,623,900	
百十四銀行	16,400	3,325.00	54,530,000	
四国銀行	24,500	1,176.00	28,812,000	
阿波銀行	23,400	2,768.00	64,771,200	
大分銀行	10,000	3,500.00	35,000,000	
宮崎銀行	10,100	3,450.00	34,845,000	
佐賀銀行	9,800	2,699.00	26,450,200	
琉球銀行	35,500	1,261.00	44,765,500	
セブン銀行	523,400	268.40	140,480,560	

みずほフィナンシャルグループ	2,253,700	3,265.00	7,358,330,500	
高知銀行	1,900	925.00	1,757,500	
山口フィナンシャルグループ	163,700	1,800.50	294,741,850	
名古屋銀行	10,600	7,600.00	80,560,000	
北洋銀行	253,000	532.00	134,596,000	
大光銀行	1,800	1,645.00	2,961,000	
愛媛銀行	22,500	1,277.00	28,732,500	
トマト銀行	2,000	1,281.00	2,562,000	
京葉銀行	68,700	866.00	59,494,200	
栃木銀行	83,400	373.00	31,108,200	
北日本銀行	5,400	2,778.00	15,001,200	
東和銀行	30,600	711.00	21,756,600	
福島銀行	5,800	281.00	1,629,800	
大東銀行	2,400	761.00	1,826,400	
トモニホールディングス	158,000	420.00	66,360,000	
フィデアホールディングス	17,300	1,641.00	28,389,300	
池田泉州ホールディングス	231,600	390.00	90,324,000	
F P G	62,200	2,171.00	135,036,200	
ジャパンインベストメントアドバイザー	27,100	1,600.00	43,360,000	
マーキュリアホールディングス	2,900	919.00	2,665,100	
S B I ホールディングス	268,000	4,020.00	1,077,360,000	
ジャフコ グループ	49,800	1,917.00	95,466,600	
大和証券グループ本社	1,293,500	1,207.00	1,561,254,500	
野村ホールディングス	2,807,900	934.60	2,624,263,340	
岡三証券グループ	146,700	781.00	114,572,700	
丸三証券	55,600	1,057.00	58,769,200	
東洋証券	44,500	392.00	17,444,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	198,400	572.00	113,484,800	
光世証券	1,400	612.00	856,800	
水戸証券	49,400	569.00	28,108,600	
いちよし証券	31,400	854.00	26,815,600	
松井証券	82,300	840.00	69,132,000	
マネックスグループ	163,600	730.00	119,428,000	
極東証券	22,900	1,470.00	33,663,000	
岩井コスモホールディングス	19,100	2,277.00	43,490,700	
アイザワ証券グループ	24,100	2,349.00	56,610,900	

マネーパートナーズグループ	6,000	253.00	1,518,000	
スパークス・グループ	18,600	1,708.00	31,768,800	
かんぽ生命保険	170,100	3,080.00	523,908,000	
F P パートナー	4,400	2,803.00	12,333,200	
S O M P O ホールディングス	753,500	3,389.00	2,553,611,500	
アニコム ホールディングス	56,700	675.00	38,272,500	
M S & A D インシュアランスグループホールディングス	1,121,500	3,366.00	3,774,969,000	
第一生命ホールディングス	785,000	4,198.00	3,295,430,000	
東京海上ホールディングス	1,630,200	5,780.00	9,422,556,000	
T & D ホールディングス	448,300	2,737.00	1,226,997,100	
アドバンスクリエイト	11,700	1,067.00	12,483,900	
N E X Y Z . G r o u p	2,600	642.00	1,669,200	
全国保証	43,700	5,931.00	259,184,700	
あんしん保証	4,600	223.00	1,025,800	
イントラスト	2,700	834.00	2,251,800	
日本モーゲージサービス	4,100	424.00	1,738,400	
C a s a	2,700	903.00	2,438,100	
S B I アルヒ	16,600	906.00	15,039,600	
プレミアグループ	28,500	2,175.00	61,987,500	
ネットプロテクションズホールディングス	58,500	189.00	11,056,500	
クレディセゾン	106,000	3,251.00	344,606,000	
芙蓉総合リース	15,400	12,105.00	186,417,000	
みずほリース	140,300	1,107.00	155,312,100	
東京センチュリー	125,100	1,482.00	185,398,200	
日本証券金融	61,700	1,587.00	97,917,900	
アイフル	247,000	388.00	95,836,000	
リコーリース	15,900	5,250.00	83,475,000	
イオンファイナンシャルサービス	96,200	1,326.00	127,561,200	
アコム	299,200	408.90	122,342,880	
ジャックス	17,900	4,830.00	86,457,000	
オリエントコーポレーション	54,900	1,039.00	57,041,100	
オリックス	1,001,500	3,512.00	3,517,268,000	
三菱H C キャピタル	744,500	1,039.00	773,535,500	
九州リースサービス	2,600	1,092.00	2,839,200	
日本取引所グループ	430,600	3,728.00	1,605,276,800	

イー・ギャランティ	27,600	1,426.00	39,357,600	
アサックス	3,100	839.00	2,600,900	
NECキャピタルソリューション	8,300	4,065.00	33,739,500	
r o b o t h o m e	50,000	185.00	9,250,000	
大東建託	61,200	16,815.00	1,029,078,000	
サムティホールディングス	26,600	2,477.00	65,888,200	
いちご	171,100	396.00	67,755,600	
日本駐車場開発	202,000	207.00	41,814,000	
スター・マイカ・ホールディングス	20,400	639.00	13,035,600	
S R E ホールディングス	7,400	4,630.00	34,262,000	
ADワークスグループ	14,000	231.00	3,234,000	
ヒューリック	389,900	1,450.50	565,549,950	
野村不動産ホールディングス	93,100	3,984.00	370,910,400	
三重交通グループホールディングス	36,800	607.00	22,337,600	
ディア・ライフ	29,200	929.00	27,126,800	
地主	13,000	2,693.00	35,009,000	
プレサンスコーポレーション	23,500	1,922.00	45,167,000	
ハウスコム	1,500	1,040.00	1,560,000	
J P M C	10,200	1,207.00	12,311,400	
サンセイランディック	2,100	1,013.00	2,127,300	
フージャースホールディングス	25,700	1,171.00	30,094,700	
オープンハウスグループ	61,300	4,937.00	302,638,100	
東急不動産ホールディングス	502,600	1,060.00	532,756,000	
飯田グループホールディングス	160,300	2,151.50	344,885,450	
イーグランド	1,200	1,559.00	1,870,800	
ムゲンエステート	4,100	1,252.00	5,133,200	
A n d D o ホールディングス	10,100	1,119.00	11,301,900	
シーアールイー	8,700	1,530.00	13,311,000	
ケイアイスター不動産	8,200	3,475.00	28,495,000	
グッドコムアセット	16,400	791.00	12,972,400	
ジェイ・エス・ビー	8,500	3,040.00	25,840,000	
ロードスターキャピタル	11,100	2,814.00	31,235,400	
テンポイノベーション	2,300	894.00	2,056,200	
フェイスネットワーク	1,900	1,816.00	3,450,400	
霞ヶ関キャピタル	6,900	13,710.00	94,599,000	
パーク24	108,800	1,630.00	177,344,000	

パラカ	5,900	2,087.00	12,313,300	
三井不動産	2,316,800	1,463.50	3,390,636,800	
三菱地所	1,091,700	2,492.50	2,721,062,250	
平和不動産	27,300	3,920.00	107,016,000	
東京建物	146,100	2,521.00	368,318,100	
京阪神ビルディング	31,600	1,653.00	52,234,800	
住友不動産	241,600	4,713.00	1,138,660,800	
テーオーシー	30,600	746.00	22,827,600	
レオパレス 2 1	167,100	516.00	86,223,600	
スタートコーポレーション	24,200	3,380.00	81,796,000	
フジ住宅	21,900	780.00	17,082,000	
空港施設	24,500	603.00	14,773,500	
明和地所	11,400	940.00	10,716,000	
ゴールドクロースト	13,900	2,643.00	36,737,700	
エスリード	8,000	4,515.00	36,120,000	
日神グループホールディングス	28,000	555.00	15,540,000	
日本エスコン	31,200	1,085.00	33,852,000	
M I R A R T H ホールディングス	76,700	508.00	38,963,600	
AVANTIA	3,700	843.00	3,119,100	
イオンモール	86,900	1,897.00	164,849,300	
毎日コムネット	2,700	739.00	1,995,300	
ファースト住建	2,700	1,078.00	2,910,600	
カチタス	45,300	1,750.00	79,275,000	
トーセイ	28,100	2,418.00	67,945,800	
穴吹興産	1,600	2,198.00	3,516,800	
サンフロンティア不動産	25,000	1,964.00	49,100,000	
F J ネクストホールディングス	18,100	1,293.00	23,403,300	
インテリックス	1,300	542.00	704,600	
ランドビジネス	2,000	241.00	482,000	
サンネクスタグループ	2,300	1,068.00	2,456,400	
グランディハウス	15,100	604.00	9,120,400	
日本空港ビルディング	59,200	5,518.00	326,665,600	
明豊ファシリティワークス	3,200	883.00	2,825,600	
L I F U L L	44,100	160.00	7,056,000	
M I X I	37,500	2,988.00	112,050,000	
ジェイエイシーリクルートメント	63,300	665.00	42,094,500	

日本M&Aセンターホールディングス	278,000	861.50	239,497,000	
メンバーズ	6,300	910.00	5,733,000	
中広	1,400	527.00	737,800	
UTグループ	22,700	3,215.00	72,980,500	
アイティメディア	6,800	1,891.00	12,858,800	
ケアネット	36,100	550.00	19,855,000	
E・Jホールディングス	10,300	1,899.00	19,559,700	
オープンアップグループ	52,500	1,995.00	104,737,500	
コシダカホールディングス	52,500	863.00	45,307,500	
アルトナー	2,500	1,949.00	4,872,500	
パソナグループ	21,300	2,192.00	46,689,600	
CDS	1,600	1,825.00	2,920,000	
リンクアンドモチベーション	50,200	454.00	22,790,800	
エス・エム・エス	61,200	2,049.00	125,398,800	
サニーサイドアップグループ	2,400	669.00	1,605,600	
パーソルホールディングス	1,775,200	220.90	392,141,680	
リニカル	4,300	408.00	1,754,400	
クックパッド	49,000	182.00	8,918,000	
アイ・ケイ・ケイホールディングス	3,100	791.00	2,452,100	
学情	9,000	1,951.00	17,559,000	
スタジオアリス	8,800	2,150.00	18,920,000	
エプコ	1,900	828.00	1,573,200	
NJS	3,900	3,875.00	15,112,500	
綜合警備保障	291,400	938.60	273,508,040	
カカクコム	113,200	2,062.00	233,418,400	
アイロムグループ	7,100	2,765.00	19,631,500	
セントケア・ホールディング	13,000	880.00	11,440,000	
サイネックス	1,300	738.00	959,400	
ルネサンス	13,800	990.00	13,662,000	
ディップ	26,800	2,830.00	75,844,000	
デジタルホールディングス	9,300	1,097.00	10,202,100	
新日本科学	16,000	1,444.00	23,104,000	
キャリアデザインセンター	1,200	1,794.00	2,152,800	
エムスリー	344,600	1,531.50	527,754,900	
ツカダ・グローバルホールディング	3,700	473.00	1,750,100	
ウェルネット	5,500	644.00	3,542,000	

ワールドホールディングス	8,000	2,197.00	17,576,000	
ディー・エヌ・エー	62,100	1,608.00	99,856,800	
博報堂DYホールディングス	222,500	1,166.00	259,435,000	
ぐるなび	33,300	309.00	10,289,700	
タカミヤ	24,100	497.00	11,977,700	
ファンコミュニケーションズ	25,000	414.00	10,350,000	
ライク	6,600	1,521.00	10,038,600	
A o b a - B B T	2,800	354.00	991,200	
エスプール	50,800	314.00	15,951,200	
WDBホールディングス	9,000	1,860.00	16,740,000	
ティア	4,400	461.00	2,028,400	
CDG	800	1,324.00	1,059,200	
アドウェイズ	24,600	410.00	10,086,000	
バリューコマース	15,500	1,202.00	18,631,000	
インフォマート	181,700	285.00	51,784,500	
J P ホールディングス	45,000	529.00	23,805,000	
エコナックホールディングス	6,900	130.00	897,000	
C L ホールディングス	4,300	1,284.00	5,521,200	
プレステージ・インターナショナル	81,900	693.00	56,756,700	
アミューズ	10,800	1,627.00	17,571,600	
ドリームインキュベータ	6,100	2,064.00	12,590,400	
クイック	12,200	2,175.00	26,535,000	
T A C	4,100	183.00	750,300	
電通グループ	171,300	4,070.00	697,191,000	
ティクアンドギヴ・ニーズ	7,700	980.00	7,546,000	
イオンファンタジー	6,400	2,300.00	14,720,000	
シーティーエス	22,300	839.00	18,709,700	
H. U. グループホールディングス	51,100	2,375.50	121,388,050	
アルプス技研	16,600	2,573.00	42,711,800	
日本空調サービス	19,000	1,108.00	21,052,000	
オリエンタルランド	922,300	4,504.00	4,154,039,200	
ダスキン	38,100	3,685.00	140,398,500	
明光ネットワークジャパン	21,500	759.00	16,318,500	
ファルコホールディングス	7,800	2,297.00	17,916,600	
ラウンドワン	164,600	809.00	133,161,400	
リゾートトラスト	75,800	2,408.50	182,564,300	

ビー・エム・エル	21,500	2,871.00	61,726,500	
リソー教育	89,500	252.00	22,554,000	
早稲田アカデミー	9,800	1,622.00	15,895,600	
ユー・エス・エス	391,200	1,319.00	515,992,800	
東京個別指導学院	21,200	413.00	8,755,600	
サイバーエージェント	385,400	997.60	384,475,040	
楽天グループ	1,496,100	848.00	1,268,692,800	
クリーク・アンド・リバー社	8,900	1,828.00	16,269,200	
S B I グローバルアセットマネジメント	34,500	669.00	23,080,500	
テー・オー・ダブリュー	34,800	366.00	12,736,800	
山田コンサルティンググループ	7,700	2,034.00	15,661,800	
セントラルスポーツ	6,600	2,539.00	16,757,400	
フルキャストホールディングス	16,800	1,481.00	24,880,800	
エン・ジャパン	28,500	2,605.00	74,242,500	
リソルホールディングス	600	4,810.00	2,886,000	
テクノプロ・ホールディングス	102,100	2,671.00	272,709,100	
アトラグループ	1,700	166.00	282,200	
アイ・アールジャパンホールディングス	9,200	1,215.00	11,178,000	
K e e P e r 技研	10,800	4,150.00	44,820,000	
ファーストロジック	2,300	548.00	1,260,400	
三機サービス	1,200	1,153.00	1,383,600	
G u n o s y	14,200	786.00	11,161,200	
デザインワン・ジャパン	3,400	152.00	516,800	
イー・ガーディアン	8,500	1,993.00	16,940,500	
リブセンス	3,700	222.00	821,400	
ジャパンマテリアル	53,500	2,080.00	111,280,000	
ベクトル	21,000	1,238.00	25,998,000	
ウチヤマホールディングス	3,200	349.00	1,116,800	
チャーム・ケア・コーポレーション	14,700	1,615.00	23,740,500	
キャリアリンク	6,500	2,470.00	16,055,000	
I B J	13,700	595.00	8,151,500	
アサンテ	8,800	1,755.00	15,444,000	
バリューハー	15,400	1,501.00	23,115,400	
M&Aキャピタルパートナーズ	14,200	2,259.00	32,077,800	
ライドオンエクスプレスホールディングス	7,100	1,040.00	7,384,000	
E R I ホールディングス	1,700	2,317.00	3,938,900	

アビスト	1,000	3,300.00	3,300,000	
シグマクシス・ホールディングス	23,000	1,510.00	34,730,000	
ウィルグループ	14,800	993.00	14,696,400	
エスクロー・エージェント・ジャパン	8,600	141.00	1,212,600	
メドピア	14,400	622.00	8,956,800	
レアジョブ	1,500	436.00	654,000	
リクルートホールディングス	1,254,600	8,308.00	10,423,216,800	
エラン	23,300	895.00	20,853,500	
土木管理総合試験所	3,400	328.00	1,115,200	
日本郵政	1,821,900	1,572.50	2,864,937,750	
ベルシステム24ホールディングス	18,900	1,600.00	30,240,000	
鎌倉新書	15,300	437.00	6,686,100	
SMN	1,800	308.00	554,400	
グローバルキッズCOMPANY	1,400	667.00	933,800	
エアトリ	13,000	1,409.00	18,317,000	
アトラエ	13,500	768.00	10,368,000	
ストライク	8,600	4,720.00	40,592,000	
ソラスト	48,600	466.00	22,647,600	
セラク	5,500	1,268.00	6,974,000	
インソース	38,100	849.00	32,346,900	
ベイカレント・コンサルティング	128,200	3,221.00	412,932,200	
O r c h e s t r a H o l d i n g s	4,000	1,265.00	5,060,000	
アイモバイル	22,600	475.00	10,735,000	
キャリアインデックス	3,400	187.00	635,800	
M S - J a p a n	7,400	1,048.00	7,755,200	
船場	1,400	1,255.00	1,757,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	56,600	2,680.00	151,688,000	
フルテック	1,000	1,148.00	1,148,000	
G a m e W i t h	3,300	259.00	854,700	
M S & C o n s u l t i n g	1,200	626.00	751,200	
エル・ティー・エス	2,100	2,166.00	4,548,600	
ミダックホールディングス	10,700	1,538.00	16,456,600	
キュービーネットホールディングス	10,200	1,161.00	11,842,200	
オープングループ	24,700	281.00	6,940,700	
スプリックス	2,000	803.00	1,606,000	

マネジメントソリューションズ	7,600	1,410.00	10,716,000	
プロレド・パートナーズ	4,600	727.00	3,344,200	
テノ. ホールディングス	1,300	419.00	544,700	
フロンティア・マネジメント	4,600	1,317.00	6,058,200	
コプロ・ホールディングス	2,000	1,641.00	3,282,000	
ギークス	1,300	481.00	625,300	
アンビスホールディングス	37,400	2,320.00	86,768,000	
カーブスホールディングス	47,900	772.00	36,978,800	
フォーラムエンジニアリング	24,000	908.00	21,792,000	
F a s t F i t n e s s J a p a n	6,100	1,453.00	8,863,300	
ダイレクトマークティングミックス	19,000	250.00	4,750,000	
ポピンズ	2,800	1,205.00	3,374,000	
L I T A L I C O	13,700	1,758.00	24,084,600	
コンフィデンス・インターワークス	600	1,934.00	1,160,400	
アドバンテッジリスクマネジメント	3,500	490.00	1,715,000	
リログループ	87,500	1,730.00	151,375,000	
東祥	12,500	715.00	8,937,500	
I D & E ホールディングス	10,600	4,395.00	46,587,000	
ビーウィズ	3,700	1,834.00	6,785,800	
T R E ホールディングス	33,600	1,268.00	42,604,800	
人・夢・技術グループ	7,300	1,769.00	12,913,700	
N I S S O ホールディングス	15,400	857.00	13,197,800	
大栄環境	31,800	2,659.00	84,556,200	
日本管財ホールディングス	18,400	2,741.00	50,434,400	
M&A総研ホールディングス	18,600	4,190.00	77,934,000	
エイチ・アイ・エス	50,800	1,640.00	83,312,000	
ラックランド	8,000	2,142.00	17,136,000	
共立メンテナンス	54,800	2,985.00	163,578,000	
イチネンホールディングス	18,600	1,700.00	31,620,000	
建設技術研究所	9,000	5,020.00	45,180,000	
スペース	11,600	1,129.00	13,096,400	
燐ホールディングス	16,500	1,195.00	19,717,500	
スバル興業	6,200	2,735.00	16,957,000	
東京アトリウム	2,100	1,127.00	2,366,700	
タナベコンサルティンググループ	7,000	1,095.00	7,665,000	
ナガワ	5,500	8,070.00	44,385,000	

東京都競馬	14,600	4,020.00	58,692,000	
カナモト	27,100	2,989.00	81,001,900	
ニシオホールディングス	15,400	4,105.00	63,217,000	
トランス・コスモス	21,700	3,405.00	73,888,500	
乃村工藝社	76,300	865.00	65,999,500	
藤田観光	7,000	9,060.00	63,420,000	
KNT-CCTホールディングス	10,400	1,352.00	14,060,800	
トーカイ	15,500	2,281.00	35,355,500	
セコム	177,500	9,582.00	1,700,805,000	
セントラル警備保障	9,500	3,075.00	29,212,500	
丹青社	34,100	1,007.00	34,338,700	
マイテックグループホールディングス	59,400	3,234.00	192,099,600	
応用地質	16,400	2,720.00	44,608,000	
船井総研ホールディングス	35,000	2,304.00	80,640,000	
進学会ホールディングス	2,500	240.00	600,000	
オオバ	4,100	1,090.00	4,469,000	
いであ	1,700	2,370.00	4,029,000	
学究社	7,100	2,114.00	15,009,400	
イオンディライト	18,800	4,020.00	75,576,000	
ナック	15,200	580.00	8,816,000	
ダイセキ	35,600	3,670.00	130,652,000	
ステップ	6,500	1,912.00	12,428,000	
合 計	271,675,600		665,836,356,120	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

【中間財務諸表】

- (1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 284 条及び第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 19 期中間計算期間(2024 年 6 月 26 日から 2024 年 12 月 25 日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年3月5日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島紀子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株式インデックス・オープン（SMA専用）の2024年6月26日から2024年12月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本株式インデックス・オープン（SMA専用）の2024年12月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年6月26日から2024年12月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があ

ると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

【日本株式インデックス・オープン（SMA専用）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 (2024年6月25日現在)	第19期中間計算期間 (2024年12月25日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,718,460	2,608,717
親投資信託受益証券	1,151,137,327	900,799,602
未収入金	53,792	24,440
未収利息	8	15
流動資産合計	1,155,909,587	903,432,774
資産合計	1,155,909,587	903,432,774
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	774,089	407,636
未払委託者報酬	3,317,489	1,746,940
その他未払費用	114,569	29,055
流動負債合計	4,206,147	2,183,631
負債合計	4,206,147	2,183,631
純資産の部		
元本等		
元本	544,654,408	430,539,777
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	607,049,032	470,709,366
（分配準備積立金）	473,160,948	367,469,622
元本等合計	1,151,703,440	901,249,143
純資産合計	1,151,703,440	901,249,143
負債純資産合計	1,155,909,587	903,432,774

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第18期中間計算期間 自 2023年6月27日 至 2023年12月26日	第19期中間計算期間 自 2024年6月26日 至 2024年12月25日
営業収益		
受取利息	22	1,580
有価証券売買等損益	96,740,515	△9,776,797
営業収益合計	96,740,537	△9,775,217
営業費用		
支払利息	626	-
受託者報酬	831,511	407,636
委託者報酬	3,563,520	1,746,940
その他費用	59,335	29,055
営業費用合計	4,454,992	2,183,631
営業利益又は営業損失(△)	92,285,545	△11,958,848
経常利益又は経常損失(△)	92,285,545	△11,958,848
中間純利益又は中間純損失(△)	92,285,545	△11,958,848
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	7,473,082	△3,973,332
期首剩余金又は期首次損金(△)	973,326,978	607,049,032
剩余金増加額又は欠損金減少額	21,276,764	8,968,453
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	21,276,764	8,968,453
剩余金減少額又は欠損金増加額	197,678,892	137,322,603
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	197,678,892	137,322,603
分配金	-	-
中間剩余金又は中間欠損金(△)	881,737,313	470,709,366

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(中間貸借対照表に関する注記)

	第18期 (2024年6月25日現在)	第19期中間計算期間 (2024年12月25日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	544,654,408口	430,539,777口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2,1146円 (21,146円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2,0933円 (20,933円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第19期中間計算期間 (2024年12月25日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第18期 自 2023年6月27日 至 2024年6月25日	第19期中間計算期間 自 2024年6月26日 至 2024年12月25日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,425,136,662円	544,654,408円
期中追加設定元本額	61,484,648円	9,343,552円
期中一部解約元本額	941,966,902円	123,458,183円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

国内株式インデックス マザーファンド

貸借対照表

	2024年12月25日現在
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,512,369,705
株式	711,523,958,390
派生商品評価勘定	8,481,950
未収入金	51,990,000
未取配当金	62,611,400
未収利息	26,792
差入委託証拠金	213,358,467
流動資産合計	716,372,796,704
資産合計	716,372,796,704
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,931,700
前受金	6,630,000
未払解約金	152,398,283
流動負債合計	160,959,983
負債合計	160,959,983
純資産の部	
元本等	
元本	249,492,631,185
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	466,719,205,536
元本等合計	716,211,836,721
純資産合計	716,211,836,721
負債純資産合計	716,372,796,704

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	2024年12月25日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

	2024年12月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	249,492,631,185口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2,8707円 (28,707円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	2024年12月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2024年12月25日現在
投資信託財産に係る元本の状況 期首	2024年6月26日

期首元本額	233, 903, 519, 174 円
期中追加設定元本額	26, 543, 999, 908 円
期中一部解約元本額	10, 954, 887, 897 円
期末元本額	249, 492, 631, 185 円
期末元本額の内訳	
グローバル・インカム&プラス（毎月決算型）	258, 751, 484 円
SBI資産設計オープン（資産成長型）	3, 224, 596, 741 円
SBI資産設計オープン（分配型）	12, 182, 490 円
SMT TOPIXインデックス・オープン	10, 313, 448, 557 円
世界経済インデックスファンド	6, 916, 133, 869 円
日本株式インデックス・オープン	2, 701, 148, 043 円
DCマイセレクション25	4, 733, 429, 243 円
DCマイセレクション50	16, 129, 359, 587 円
DCマイセレクション75	18, 566, 027, 885 円
DC日本株式インデックス・オープン	5, 942, 124, 432 円
DCマイセレクションS25	3, 667, 106, 872 円
DCマイセレクションS50	11, 132, 275, 330 円
DCマイセレクションS75	11, 058, 666, 430 円
DC日本株式インデックス・オープンS	9, 626, 511, 881 円
DCターゲット・イヤー ファンド2025	36, 237, 974 円
DCターゲット・イヤー ファンド2035	545, 469, 931 円
DCターゲット・イヤー ファンド2045	453, 263, 427 円
DC世界経済インデックスファンド	3, 701, 451, 418 円
日本株式インデックス・オープン（SMA専用）	313, 790, 923 円
国内バランス60VA1（適格機関投資家専用）	3, 917, 169 円
マイセレクション50VA1（適格機関投資家専用）	7, 965, 145 円
マイセレクション75VA1（適格機関投資家専用）	12, 727, 486 円
日本株式インデックス・オープンVA1（適格機関投資家専用）	94, 622, 503 円
国内バランス60VA2（適格機関投資家専用）	1, 891, 172 円
バランス30VA1（適格機関投資家専用）	10, 555, 233 円
バランス50VA1（適格機関投資家専用）	42, 635, 748 円
バランス25VA2（適格機関投資家専用）	12, 859, 556 円
バランス50VA2（適格機関投資家専用）	39, 554, 063 円
バランスA（25）VA1（適格機関投資家専用）	297, 198, 023 円
バランスB（37.5）VA1（適格機関投資家専用）	274, 006, 345 円
バランスC（50）VA1（適格機関投資家専用）	1, 875, 499, 381 円
世界バランスVA1（適格機関投資家専用）	25, 602, 590 円
世界バランスVA2（適格機関投資家専用）	8, 320, 394 円
バランスD（35）VA1（適格機関投資家専用）	275, 029, 153 円
バランスE（25）VA1（適格機関投資家専用）	147, 346, 032 円
バランスF（25）VA1（適格機関投資家専用）	203, 436, 415 円
国内バランス25VA1（適格機関投資家専用）	15, 656, 000 円
F OFs用日本株式インデックス・オープン（適格機関投資家専用）	357, 626, 007 円
グローバル・バランスファンド・シリーズ1	2, 278, 170, 245 円
日本株式ファンド・シリーズ2	1, 859, 735, 454 円
コア投資戦略ファンド（安定型）	503, 870, 105 円
コア投資戦略ファンド（成長型）	1, 266, 388, 442 円
分散投資コア戦略ファンドA	1, 695, 277, 593 円
分散投資コア戦略ファンドS	6, 163, 278, 838 円
DC世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	715, 772, 702 円
DC世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	426, 136, 090 円
コア投資戦略ファンド（切替型）	527, 848, 263 円
世界経済インデックスファンド（株式シフト型）	188, 909, 027 円
世界経済インデックスファンド（債券シフト型）	9, 618, 677 円
SMT インデックスバランス・オープン	45, 438, 818 円
国内株式SMTBセレクション（SMA専用）	17, 391, 571, 178 円

サテライト投資戦略ファンド（株式型）	184,654,439 円
SMT 世界経済インデックス・オープン	60,792,726 円
SMT 世界経済インデックス・オープン（株式シフト型）	281,780,753 円
SMT 世界経済インデックス・オープン（債券シフト型）	44,958,123 円
SMT 8資産インデックスバランス・オープン	13,372,871 円
グローバル経済コア	309,649,562 円
SBI 資産設計オープン（つみたてNISA対応型）	36,201,209 円
My SMT TOPIXインデックス（ノーロード）	3,208,188,886 円
DCターゲット・イヤー ファンド2055	30,451,478 円
コア投資戦略ファンド（切替型ワイド）	503,973,750 円
コア投資戦略ファンド（積極成長型）	131,503,154 円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型） 2030	69,375,270 円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型） 2040	71,994,704 円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型） 2050	34,007,503 円
DCターゲット・イヤーファンド（6資産・運用継続型） 2060	44,087,120 円
10資産分散投資ファンド	113,760,161 円
グローバル10資産バランスファンド	52,347,261 円
DC世界経済インデックスファンド（株式特化型）	6,130,185 円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型） 2035	3,746,091 円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型） 2040	2,394,140 円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型） 2045	4,500,296 円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型） 2050	1,209,642 円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型） 2055	657,773 円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型） 2060	146,944 円
DCターゲット・イヤーファンド（ライフステージ対応型） 2065	102,817 円
DCマイセレクションS50（2024-2026リスク抑制型）	766,584,771 円
F OF s用 国内株式インデックス・ファンドP（適格機関投資家専用）	44,006,957,752 円
F OF s用 国内株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用）	220,484,235 円
世界株式ファンド（適格機関投資家専用）	304,284,846 円
F OF s用世界成長戦略ファンド（適格機関投資家専用）	21,614,644 円
SMT AM日本株式インデックスファンドVL-P（適格機関投資家専用）	52,599,361,336 円
私募世界経済パッシブファンド（適格機関投資家専用）	16,399,466 円
ファンドラップ運用戦略F（中庸型）（適格機関投資家専用）	236,354,032 円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN1（適格機関投資家専用）	26,259 円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN2（適格機関投資家専用）	25,215 円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN3（適格機関投資家専用）	25,215 円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN4（適格機関投資家専用）	39,240 円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN5（適格機関投資家専用）	25,215 円
グローバル10資産バランス・アクティブ型ファンドN6（適格機関投資家専用）	21,737 円

(デリバティブ取引に関する注記)

株式関連

(2024年12月25日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	3,967,820,000	—	3,974,450,000	6,630,000
	合計	3,967,820,000	—	3,974,450,000	6,630,000

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

2 【ファンドの現況】

【日本株式インデックス・オープン（SMA専用）】

【純資産額計算書】

(2025年1月31日現在)

I 資産総額	919, 880, 300円
II 負債総額	407, 856円
III 純資産総額（I - II）	919, 472, 444円
IV 発行済口数	430, 216, 788口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2. 1372円
(1万口当たり純資産額)	(21, 372円)

(参考)

国内株式インデックス マザーファンド

純資産額計算書

(2025年1月31日現在)

I 資産総額	737, 591, 144, 569円
II 負債総額	3, 017, 987, 536円
III 純資産総額（I - II）	734, 573, 157, 033円
IV 発行済口数	250, 522, 802, 465口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2. 9322円
(1万口当たり純資産額)	(29, 322円)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

②受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年1月31日現在）

資本金の額 : 20億円

発行可能株式総数 : 12,000株

発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定します。

[DO (実行)]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。各運用部の部長等は、各ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK (検証・評価)]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN—DO—CHECK の PDC サイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は 2025 年 3 月 25 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2025 年 1 月 31 日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	527	15, 887, 722
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	56	202, 010
単位型公社債投資信託	52	168, 562
合計	635	16, 258, 294

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

また、委託者の中間財務諸表は財務諸表等規則並びに同規則第 2 条、第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第 39 期事業年度の中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月3日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 洋 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要

な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,067	14,909
金銭の信託	14,693	18,596
前払費用	198	429
未収委託者報酬	9,147	10,943
未収運用受託報酬	5,815	5,967
未収収益	176	185
短期差入証拠金	3,541	3,660
その他	1,566	4,074
流動資産合計	<u>58,207</u>	<u>58,767</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	255
器具備品	※1	560
有形固定資産合計	<u>816</u>	<u>655</u>
無形固定資産		
ソフトウェア	7,203	7,463
その他	40	61
無形固定資産合計	<u>7,244</u>	<u>7,524</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	4,063	5,753
関係会社株式	5,636	6,077
繰延税金資産	1,181	1,196
その他	31	31
投資その他の資産合計	<u>10,911</u>	<u>13,058</u>
固定資産合計	<u>18,972</u>	<u>21,238</u>
資産合計	<u>77,179</u>	<u>80,005</u>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	49	86
未払金	7,174	8,475
未払収益分配金	0	0
未払手数料	4,586	5,524
その他未払金	2,588	2,951
未払費用	1,089	797
未払法人税等	726	694
賞与引当金	613	719
その他	303	957
流動負債合計	9,958	11,730
固定負債		
退職給付引当金	904	975
資産除去債務	153	154
その他	27	42
固定負債合計	1,086	1,171
負債合計	11,044	12,902
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	44,755	45,974
利益剰余金合計	47,355	48,574
株主資本合計	66,595	67,813
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	49	360
繰延ヘッジ損益	△510	△1,071
評価・換算差額等合計	△460	△710
純資産合計	66,134	67,103
負債・純資産合計	77,179	80,005

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	40,724	44,551
運用受託報酬	10,918	11,077
その他営業収益	351	356
営業収益合計	51,993	55,985
営業費用		
支払手数料	20,123	22,341
広告宣伝費	307	342
公告費	2	0
調査費	5,309	5,796
調査費	1,104	1,172
委託調査費	4,191	4,610
図書費	13	14
営業雑経費	5,842	5,887
通信費	77	78
印刷費	419	439
協会費	58	56
諸会費	38	29
情報機器関連費	5,153	5,193
その他営業雑経費	94	89
　　営業費用合計	31,585	34,369
一般管理費		
給料	6,451	6,981
役員報酬	318	385
給料・手当	5,144	5,432
賞与	987	1,163
退職給付費用	252	278
福利費	671	747
交際費	7	13
旅費交通費	122	191
租税公課	289	276
不動産賃借料	327	328
寄付金	—	0
減価償却費	1,698	2,239
業務委託費	1,277	1,544
諸経費	1,454	1,637
　　一般管理費合計	12,553	14,239
営業利益	7,854	7,376

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
受取利息	57	138
収益分配金	4	0
金銭の信託運用益	—	4,007
投資有価証券売却益	738	1
投資有価証券償還益	121	1
デリバティブ利益	565	—
その他	11	12
営業外収益合計	1,499	4,162
営業外費用		
金銭の信託運用損	158	—
投資有価証券売却損	16	33
投資有価証券償還損	—	1
為替差損	1,227	1,273
デリバティブ費用	—	3,613
その他	32	3
営業外費用合計	1,435	4,925
経常利益	7,918	6,613
税引前当期純利益	7,918	6,613
法人税、住民税及び事業税	2,350	1,931
法人税等調整額	119	95
法人税等合計	2,470	2,027
当期純利益	5,448	4,585

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本					株主資本合計	
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計		
		別途積立金	その他利益剰余金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788		
当期変動額							
剰余金の配当			△2,641	△2,641	△2,641		
当期純利益			5,448	5,448	5,448		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	2,807	2,807	2,807		
当期末残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595		

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	941	△509	431	64,219
当期変動額				
剰余金の配当				△2,641
当期純利益				5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△891	△0	△891	△891
当期変動額合計	△891	△0	△891	1,915
当期末残高	49	△510	△460	66,134

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金			株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金			
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595
当期変動額					
剰余金の配当			△3,367	△3,367	△3,367
当期純利益			4,585	4,585	4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,218	1,218	1,218
当期末残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	49	△510	△460	66,134
当期変動額				
剰余金の配当				△3,367
当期純利益				4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	310	△560	△250	△250
当期変動額合計	310	△560	△250	968
当期末残高	360	△1,071	△710	67,103

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の会計処理

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

9. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	184 百万円	220 百万円
器具備品	681 //	823 //
計	866 //	1,044 //

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,641	880,447	2022年3月31日	2022年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株 式	3,367	利益剰余金	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 23 日 定時株主総会	普通株式	3,367	1,122,459	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 26 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 6 月 20 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 20 日 定時株主総会	普通株 式	2,943	利益剰余金	981,032	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 21 日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針8. ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、取引相手先として高格付けを有する金融機関に限定しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項を適用した組合出資金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(1) *2、*3 及び（注2）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2023年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（*2）	1,029	12,703	—	13,733
投資有価証券（*3）				
その他有価証券	—	3,844	—	3,844
資産計	1,029	16,547	—	17,577
デリバティブ取引（*4）				
株式関連取引	(10)	—	—	(10)
通貨関連取引	—	(136)	—	(136)
デリバティブ取引計	(10)	(136)	—	(147)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額960百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は14,693百万円であります。

(*3) 投資有価証券のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額218百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2024年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（百万円）（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（*2）	1,530	16,048	—	17,579
投資有価証券（*3）				
その他有価証券	—	4,517	—	4,517
資産計	1,530	20,565	—	22,096
デリバティブ取引（*4）				
株式関連取引	(268)	(262)	—	(530)
通貨関連取引	—	21	—	21
デリバティブ取引計	(268)	(241)	—	(509)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額1,017百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は18,596百万円であります。

(*3) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額876百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額359百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスク

の対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
投資有価証券	0	876
関係会社株式	5,636	6,077

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,067	—	—	—
未収委託者報酬	9,147	—	—	—
未収運用受託報酬	5,815	—	—	—
投資有価証券				
投資信託	—	594	2,144	38

当事業年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	14,909	—	—	—
未収委託者報酬	10,943	—	—	—
未収運用受託報酬	5,967	—	—	—
投資有価証券				
投資信託	—	1,829	807	—

(有価証券関係)

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
子会社株式	5,636	6,077

2. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	986	622	364
小計	986	622	364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,857	3,150	△292
小計	2,857	3,150	△292
合計	3,844	3,772	71

当事業年度（2024年3月31日）

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,394	2,593	800
小計	3,394	2,593	800
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,123	1,410	△287
小計	1,123	1,410	△287
合計	4,517	4,004	513

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。
なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非上場株式	0	876
組合出資金等	218	359

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	3,429	738	16

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	185	1	33

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2023年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,923	—	△21	△21
	英ポンド	256	—	△6	△6
	カナダドル	109	—	△1	△1
	イスラエル・ペソ	163	—	△2	△2
	香港ドル	202	—	△0	△0
	ユーロ	651	—	△19	△19
	買建				
	米ドル	152	—	3	3
	合計	7,458	—	△48	△48

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	6,735	—	4	4
	英ポンド	288	—	0	0
	カナダドル	145	—	△0	△0
	イスラエル・ペソ	180	—	0	0
	香港ドル	217	—	0	0
	ユーロ	664	—	3	3
	合計	8,231	—	10	10

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

前事業年度（2023年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	12,195	—	△9	△9
	債券先物取引 売建	182	—	△0	△0
	合計	12,378	—	△10	△10

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,306	—	△268	△268
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	4,184	—	△262	△262
合計		14,490	—	△530	△530

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式	1,729 3,228 20 83 21	— — — — —	△6 △81 △0 △0 △0
	米ドル				
	英ポンド				
	イスラエル・ペソ				
	香港ドル				
	ユーロ				
合計			5,082	—	△88

当事業年度（2024年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式	2,126 4,586 28 83 63 448	— — — — — —	1 7 0 0 0 1
	米ドル				
	英ポンド				
	イスラエル・ペソ				
	香港ドル				
	ユーロ				
合計			7,337	—	10

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	820	911
勤務費用	133	149
利息費用	3	3
数理計算上の差異の発生額	6	11
退職給付の支払額	△57	△85
簡便法で計算した退職給付費用	6	1
退職給付債務の期末残高	911	993

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	911	993
未認識数理計算上の差異	△6	△17
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	904	975
退職給付引当金	904	975
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	904	975

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	133	149
利息費用	3	3
数理差異償却	—	0
簡便法で計算した退職給付費用	6	1
確定給付制度に係る退職給付費用	142	155

(5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.4%	0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 109 百万円、当事業年度 122 百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	58 百万円	63 百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	187 ▯	220 ▯
退職給付引当金損金算入限度超過額	277 ▯	298 ▯
税務上の費用認識差額	412 ▯	256 ▯
繰延ヘッジ損益	225 ▯	472 ▯
その他	75 ▯	78 ▯
繰延税金資産 合計	<u>1,236 ▯</u>	<u>1,390 ▯</u>
繰延税金負債		
有価証券評価差額	△21 ▯	△159 ▯
その他	△32 ▯	△35 ▯
繰延税金負債 合計	<u>△54 ▯</u>	<u>△194 ▯</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,181 ▯</u>	<u>1,196 ▯</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日) に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 7. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	9,887 百万円

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,223 百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引 役員の兼任	運用受託報酬	9,593	未収運用受託報酬	5,271
							投信販売代行手数料等	9,445	未払手数料	2,029

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	9,926	未収運用受託報酬	5,520
							投信販売代行手数料等	10,187	未払手数料	2,482

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（2023年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2024年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	22,044,962円63銭	22,367,677円92銭
1株当たり当期純利益金額	1,816,227円49銭	1,528,527円02銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	5,448百万円	4,585百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	5,448百万円	4,585百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづき監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 洋 一
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間貸借対照表

(単位：百万円)

第39期中間会計期間末

(2024年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	15,957
金銭の信託	18,219
未収委託者報酬	11,990
未収運用受託報酬	6,429
短期差入証拠金	2,431
その他	4,238
流動資産合計	59,268

固定資産

有形固定資産	※1	592
無形固定資産		
ソフトウェア		6,988
その他		59
無形固定資産合計		7,047

投資その他の資産

投資有価証券	6,615
関係会社株式	6,077
繰延税金資産	1,127
その他	30
投資その他の資産合計	13,850
固定資産合計	21,491
資産合計	80,759

負債の部

流動負債

未払金	8,431
未払法人税等	1,202
賞与引当金	424
その他	※2
流動負債合計	2,306
	12,364

固定負債

退職給付引当金	1,035
資産除去債務	154
その他	53
固定負債合計	1,244
負債合計	13,608

(単位：百万円)

第39期中間会計期間末

(2024年9月30日)

純資産の部

株主資本

資本金

2,000

資本剰余金

その他資本剰余金

17,239

資本剰余金合計

17,239

利益剰余金

利益準備金

500

その他利益剰余金

別途積立金

2,100

繙越利益剰余金

45,816

利益剰余金合計

48,416

株主資本合計

67,655

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金

453

繙延ヘッジ損益

△958

評価・換算差額等合計

△504

純資産合計

67,150

負債・純資産合計

80,759

中間損益計算書

(単位：百万円)

第39期中間会計期間

(自 2024年4月1日

至 2024年9月30日)

営業収益

委託者報酬	24,956
運用受託報酬	6,026
その他営業収益	187
営業収益合計	31,169
営業費用	18,985
一般管理費	※1 7,504
営業利益	4,678
営業外収益	※2 193
営業外費用	※3 976
経常利益	3,896
特別損失	61
税引前中間純利益	3,835
法人税、住民税及び事業税	1,202
法人税等還付税額	△129
法人税等調整額	△22
法人税等合計	1,050
中間純利益	2,785

中間株主資本等変動計算書

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中期期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本合計
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813
当中間期変動額					
剰余金の配当			△2,943	△2,943	△2,943
中間純利益			2,785	2,785	2,785
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	△157	△157	△157
当中期期末残高	500	2,100	45,816	48,416	67,655

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	360	△1,071	△710	67,103
当中間期変動額				
剰余金の配当				△2,943
中間純利益				2,785
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	92	112	205	205
当中間期変動額合計	92	112	205	47
当中期期末残高	453	△958	△504	67,150

注記事項

(重要な会計方針)

第39期中間会計期間
(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手

可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

第39期中間会計期間末
(2024年9月30日)

※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,128百万円

※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

第39期中間会計期間
(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

※1 減価償却実施額

有形固定資産	83百万円
無形固定資産	1,211百万円

※2 営業外収益の主要項目

投資有価証券売却益	149百万円
-----------	--------

※3 営業外費用の主要項目

金銭の信託運用損	263百万円
投資有価証券償還損	239百万円
為替差損	146百万円
デリバティブ費用	138百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

第39期中間会計期間末（2024年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません（(1)*2及び(注2)、(注3)参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	中間貸借対照表計上額（百万円）(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,561	15,657	—	18,219
投資有価証券(*2)				
その他有価証券	—	3,269	—	3,269
資産計	2,561	18,927	—	21,488
デリバティブ取引(*3)				
株式関連取引	(281)	(230)	—	(511)
通貨関連取引	—	(286)	—	(286)
デリバティブ取引計	(281)	(517)	—	(798)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 投資有価証券のうち、非上場株式（中間貸借対照表計上額 876 百万円）、時価算定適用指針第 24-3 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 1,991 百万円）及び第 24-16 項を適用した組合出資金等（中間貸借対照表計上額 478 百万円）は上記に含めておりません。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1 年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。時価算定適用指針第 24-3 項の取り扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル 1 の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

(注 2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
投資有価証券	876
関係会社株式	6,077

(注3) 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券(その他有価証券)	-	-	△8	2,000	1,991	-	1,991	-

(注) 決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,991百万円であります。

(有価証券関係)

第39期中間会計期間末（2024年9月30日）

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	6,077

2. その他有価証券

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,010	2,306	704
小計	3,010	2,306	704
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,249	2,306	△57
小計	2,249	2,306	△57
合計	5,260	4,613	647

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額876百万円）及び組合出資金等（中間貸借対照表計上額478百万円）は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建 米ドル	5,053	—	△83	△83
	英ポンド	173	—	△5	△5
	カナダドル	130	—	△2	△2
	イスラエル・ペソ	74	—	△1	△1
	香港ドル	120	—	△1	△1
	ユーロ	461	—	△9	△9
	買建 米ドル	42	—	△0	△0
	ユーロ	11	—	△0	△0
	合計	6,068	—	△104	△104

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,399	—	△281	△281
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	5,524	—	△230	△230
合計		15,923	—	△511	△511

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価証券 関係会社株式	1,833	—	△30
	英ポンド		4,463	—	△137
	イスラエル・ペソ		49	—	△0
	香港ドル		95	—	△1
	ユーロ		31	—	△0
	シンガポールドル		433	—	△11
	合計		6,906	—	△182

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存

在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

同一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	5,620 百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第39期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第39期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1 株当たり純資産額	22,383,579 円 15 銭
1 株当たり中間純利益	928,397 円 37 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため 記載しておりません。	

(注) 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益	2,785 百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	2,785 百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000 株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るために不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2025年3月25日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

追加型証券投資信託
日本株式インデックス・オープン（SMA 専用）
約款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条にもとづき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）（以下「TOPIX」といいます。）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内株式インデックス マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

①主として、国内株式インデックス マザーファンド受益証券に投資し、TOPIXと連動する投資成果を目標として運用を行います。

②株式の実質組入比率は、原則として、100%に近い状態を維持します。

③運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することができます。このため、株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

④株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

⑤ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

⑥国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができます。

(3) 運用制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は、行いません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在しないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純

資産総額の 5%以下とします。

- ⑧前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針にもとづき、分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
日本株式インデックス・オープン（SMA 専用）
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項にもとづく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②第 1 項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および限度額)

第3条 委託者は、金 207,300,000 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第 2 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 44 条第 1 項、第 44 条第 2 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項および第 48 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第 3 条第 1 項による受益権については 207,300,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 5 条の規定により分割された受益権は、その申込口数に応じて取得申込者に帰属するものとします。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。

②この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料)

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に係る収益分配金の再投資の場合は、1円以上1円単位をもって取得の申込みに応ずることができるるものとします。

②第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開

設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項または第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③第1項の受益権の取得価額は、取得申込日の基準価額に、第4項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日の取得申込みに係る当該価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④第3項の手数料の額は、指定販売会社が別に定めるところによるものとします。
- ⑤第1項から第4項の規定にかかわらず、指定販売会社は、受益者が別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、原則として、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥第1項から第5項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②第1項の申請のある場合には、第1項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、第1項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、第13条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された国内株式インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を第2項第1号から第4号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託者は、取得時において、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥第4項および第5項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第25条において同じ。）、第

25 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条および第 16 条第 1 項ならびに第 2 項に定める資産への投資を、信託財産を害するおそれがないと認められる取引として行うことができます。

②第 1 項に定める信託財産を害するおそれがないと認められる取引とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 取引所価格（気配値等を含みます。）等の適正な価格による取引であること。
2. 受託者の店頭に表示する利率等の公正な条件によること。
3. 第 1 号および第 2 号に該当しない場合で、委託者が適正な条件であると判断する場合であること。

③第 1 項および第 2 項の取扱いは、第 22 条から第 24 条までならびに第 29 条および第 30 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第 18 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②第 1 項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第 20 条 委託者は、取得時において、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

②第 1 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 21 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

②第 1 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド

受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②第1項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図、目的および範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②第1項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、第1項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③第1項および第2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適切と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

④（削除）

（有価証券等の保管）

第26条（削除）

（混蔵寄託）

第27条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

②第1項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第29条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る投資信託契約の一部解約の

請求ならびに投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、第 29 条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(資金の借入れ)

第 31 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 32 条 委託者の指図にもとづく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 33 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

③第 1 項および第 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 34 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 26 日から翌年 6 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 19 年 2 月 16 日から平成 19 年 6 月 25 日までとします。

②第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第36条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。

1. 第34条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の37の率を乗じて得た額

2. 第24条に規定する有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料（貸付有価証券の利子または配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額（ただし、この額が負の場合は、零とします。）とすることができます。以下同じ。）に100分の50未満の率を乗じて得た額

3. マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合は、マザーファンドの投資信託財産に属する品貸料のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品貸料の割合を乗じて得た額とします。）に100分の50未満の率を乗じて得た額

②第1項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。

③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第38条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、収益分配金については、第40条第1項に規定する支払開始日および第40条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第40条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、第1項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②第1項の規定にかかわらず、別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

⑤第1項、第3項および第4項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第6項に規定する「各受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 41 条 受益者が、収益分配金については第 40 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 40 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(投資信託契約の一部解約)

第 42 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②投資信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

⑤委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥第 5 項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 43 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第 44 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 5 億口を下回ることとなつた場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、第 1 項および第 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ④第3項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤第4項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項の投資信託契約の解約をしません。
- ⑥委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦第4項から第6項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第45条 委託者は、監督官庁より、この投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②第1項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- ②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(投資信託約款の変更)

- 第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、第1項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係るすべての受益者に対

して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③第 2 項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④第 3 項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の投資信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 50 条 第 44 条に規定する投資信託契約の解約または第 49 条に規定する投資信託約款の変更を行う場合において、第 44 条第 4 項または第 49 条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を経由して、受託者に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 50 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 51 条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 52 条 この投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第 1 条 第 42 条第 4 項の規定は、平成 24 年 3 月 6 日から適用されるものとし、平成 24 年 3 月 5 日までは平成 24 年 2 月 15 日における当該規定の改正前の条文によります。

上記条項により投資信託契約を締結します。

平成 19 年 2 月 16 日

委託者 住信アセットマネジメント株式会社

受託者 住友信託銀行株式会社